

平成20年度 第8回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成21年（2009年）2月13日（金）午後1時30分から5時30分
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、関安雄、矢崎和広、
吉澤小枝
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同
参画課長補佐 蔵之内充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

定刻となりましたので、第8回人権政策審議会を開会します。

出席状況ですが、岩井委員、矢嶋委員から、所用のため欠席する旨の連絡がありました。8名の委員に出席いただいており、審議会条例の規定により、審議会が成立していることをご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、お手元にお配りした資料は、次第、配席表、資料1「長野県人権政策審議会答申案」、資料2「長野県人権政策審議会答申案（答申素案からの主な修正点）答申書のかがみ（案）」です。不足等ございましたら、お申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の日程ですが、審議会の審議は4時をめぐりにお願いしたいと思います。審議会の議長は会長が務めることになっておりますので、矢崎会長、よろしくお願いいたします。

（矢崎会長）

お疲れ様です。大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

前は答申素案について議論いただきました。その後、事務局にて前回の審議会のご意見を踏まえつつ、字句の修正、「て、に、を、は」等、わかりやすい表現に変えさせていただいてあります。なお、外国人問題については、関委員、金委員と打合せ、同和問題については、斎藤委員、関委員、吉澤委員に、再度打合せいただいて、本日の資料1のとおり作成してあります。

長い議論を続けてきましたが、そろそろ答申の時期が来ていますので、本日は最終的な答申を決めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料1の内容について説明してください。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

それでは資料1について、先ほど会長からも話がありましたように、前回の審議会の皆様方からいただいたご意見をもとに修正しました。また、同和問題、外国人問題については、金委員、斎藤委員、関委員、吉澤委員にご検討をいただきまとめてあります。下線部分が、前回との修正部分です。この下線部分については、恐れ入りますが、資料2をご覧

ください。

資料2は項目ごとに前回の答申素案の修正部分と修正後の答申案の文章を対比して記載してあります。修正理由等については、一番右の欄の委員等の意見等の欄にあります。それから、事前にご覧いただいたと思いますが、全般を通じて表現方法の統一、再度見直していく中で、主語がないとか、回りくどい表現、それから「て、に、を、は」などについては、事務局で修正させていただきました。以上です。よろしくお願いいたします。

(矢崎会長)

それでは、答申書(案)の表紙と、裏に目次がある資料がありますが、この目次を見ながら沿っていった方がわかりやすいと思います。ローマ数字の、 、 、 、 、 の順番で、そしてVの分野別施策の現状・課題と方向性については、内容のボリュームがありますので切りながら進めたいと思います。

(吉澤委員)

一つ質問ですが、前回の審議会の後に、1週間以内にご意見がありましたらということ、金委員、斎藤委員からありましたが、それは順番にやっていくということですか。

(矢崎会長)

そこで扱っていきます。それを踏まえて資料1ができていますので、そこでご議論いただければと思います。

「はじめに」についてご意見をいただきたいと思います。

(斎藤委員)

下から8行目「このように、同和問題と」のところ、「その他」は「そのた」と読んでしまう気がします。他は、全部この「他」を使うということで統一したみたいですが、ここは「そのほかの」とひらがなにされた方がいいと思います。

(矢崎会長)

吉澤委員からも、「その他」はいかなものか、というご意見がありました。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ひらがなで結構です。

(矢崎会長)

では、ひらがなで「同和問題とそのほかの人権問題も含めた」という直し方でよろしいですか。特にご意見がないようですのでそのように直します。

についてはよろしいでしょうか。それでは、「人権政策の基本理念」について、ご意見をお聞きます。

(吉澤委員)

2ページの上から13行目「なお、権利の行使にあたっては」の2行ですが、これを入れるべきか、もう一回、議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(矢崎会長)

吉澤さんのご意見は。

(吉澤委員)

私は、裁判とかはよくわかりませんが、人権に関して、この一文は除いておいた方がよいのではないかと思います。

(矢崎会長)

ここは一回議論されています。議論の結果、このままでいいのではということでしたが、もう一度議論していただきたいということですね。

(有吉委員)

ここは私が申し上げたのですが、権利と権利はどうしても衝突する場合があります。権利の主張が、プライバシーや表現の自由など、それによって侵害することが出てくる場合があります。別に裁判になる、ならないにかかわらず、その権利の行使によって、誰かの権利を大きく制限しないかという配慮ということは必要だと思いますので、入れるべきだと思います。権利の主張だけになってしまうと、世の中が自分の権利だけ主張すればいいという形になってしまいます。表記はこのままでなくてもよいですが、権利の行使には、それによって侵害される権利も出てくるという配慮は常に必要だと、私はそれが普通、当然のことだと思います。

(矢崎会長)

他の方の意見を聞きたいと思います。

(斎藤委員)

最初にこだわったのは私ですが、その後も私は気になっていました。人権について研究している方が、こういうことを書いています。一般に何かの資格に伴って認められる権利には、権利と同時に義務が課せられます。例えば自動車を運転する権利は、自動車運転免許を取得した人にだけ認められ、運転する人は、道路交通法などを遵守する義務があります。これに対して人権は、人間であるということだけを条件に認められる権利で、これらの権利を持つための条件として守るべき義務は、原則としてありません。人権に関わって責任や義務が第一に生じるのは国家であり、政府だと書かれています。

また、鳥取県の人権教育基本方針では、人権とは、人種、性、社会的身分などに関係なく、人間であるというただそれだけで誰もが持っているもの、と書いています。

今回は、人権尊重、人権確立を求めた施策をどう進めるかという答申ですので、ここで人権を制限する文章は、私はなくてもいいと思います。人の権利を侵害してはいけないのは当然のことですが、あえてここで明記しなくてもよいと思います。人権についてどう捉

えるか、そこはいろいろな意見があると思います。それで、人権の衝突ということももちろんありますが、その議論をここへ入れなくてもいいのではないかと思います。

(金委員)

これを同和問題に入れるのは確かにまずいと思います。また、「それに伴う責任も自覚する」という表現が少しきついかと思います。

しかし、ここは人権ではなく、権利の行使の話です。抽象的な人権の問題ではなく、権利の行使の仕方だということなのです。ですので、やはり残す必要があると思います。現実には世の中、権利だ、人権だという形で衝突するようなこともありますので。

だから、これは人権の捉え方ですから、「他人の権利と衝突する可能性があることは周知のことです」とか、そういう形で残してはどうでしょうか。「責任の自覚」とか、そこまで踏み込むかはともかく、そういうことがあることは、この審議会として認識した上で、この答申を出したという形にしていけばよいのではないかと思います。

(矢崎会長)

大西委員、いかがですか。

(大西委員)

今の金委員の発言ですが、人権という言葉が拡大解釈される傾向がありますし、いろいろな場合があると思いますので、それをある程度留保してその一文を加えておいた方が、かえって答申として深みがありますし、多面的に捉えている部分もあると思います。ですので、その一文は、言い方を少し変える形で残しておいた方がよいと思います。

(矢崎会長)

今のところ、要らないという意見と、要るという意見と、言い方を少し変えた方がよいという3つぐらいの意見が出ています。

北村委員はどうでしょうか。

(北村委員)

私もこれは大事な一文だと思います。権利だけ主張されているという風潮の中で、これはきちんと私たちも押さえました、ということで大事だと思います。

ただ、「他人の権利を侵害」という言葉が、少し引っかかるといえば引っかかります。

(矢崎会長)

前に、「権利を脅かす」という表現が強いので「侵害」にしましたね。

(有吉委員)

憲法学的には、憲法を学んだ中では、人権と人権の衝突という表現をします。権利自体、抽象的なものはもちろん制約されるものではないですが、権利の行使に当たって、いざそれを行使するということになると、他の人権と衝突する場面が出てきますので、その行使

に当たっては、他の人権との調整が必要になるということです。

(矢崎会長)

調整というか、そのような表現にするといいかもしれません。

(関委員)

ただ人権ということと、権利ということとを、読んだ人が区別できるかですね。

(有吉委員)

人権の行使にあたっては、でもよいのではないのでしょうか。人権の行使という言い方はあまりしないですが。

(関委員)

人権というと、もう少し生まれながらにあるものという印象ですが。

(有吉委員)

それは人権という抽象的な中にいろいろな権利がありますから。表現の自由とか、知る権利とか、幸福追求権など、それらをまとめて人権、人が生きていく上で必要な権利ということで人権という、抽象的な言い方です。ここでの権利とは、その人権の一つ一つ、個々の権利の表現の自由とか、経済的自由権とか、いろいろな権利の行使に、という意味になると思います。そして、そこまで意識したかどうか、個々の権利の行使に当たって、ということでも。

(関委員)

ここに入ってきていいかどうかということはどうでしょうか。

(有吉委員)

ここに入れることに意味があると思います。ここに入れなければ意味のないことに、また反対に、ここしか場所はないのではないかと思います。ただ、「責任を自覚すべき」とか、「侵害」という言葉を使うかどうかについてはよく検討した方がよいと思います。

(矢崎会長)

大体意見をお聞きしました。ここに、こういうニュアンスのことを入れるという意見が多いと思っていいのでしょうか。表現についてもう少し工夫いただきたいというご意見がありました。斎藤委員や吉澤委員の仰っているニュアンスはわかります。人権というものが、人間として当たり前持っている固有の権利だと押さえている中で、その権利を行使するときに、責任というより、対立用語みたいなものが入ってくると弱くなりほしくないかということかと思えます。要は、侵害とか責任という言葉が強すぎはしないか。

(有吉委員)

憲法の第13条、人権の尊重というところに、公共の福祉に従うということが出ていて、その公共の福祉に従うという具体的な意味が、人権と人権の衝突の調和という意味です。

同じ憲法第13条にその条文が入っているので、そこにこだわる必要はないと思います。そのくらい重みがあることだということで書いています。

(矢崎会長)

わかります。この侵害と責任という言葉は憲法では使っていませんね。

(有吉委員)

そういう表現はしていません。公共の福祉という言葉がわかりづらいのです。公共の福祉も、その具体的な内容は時代によって違いますが、人権と人権の衝突の調和です。

(矢崎会長)

「調和」という言葉ではどうでしょうか。「権利の行使にあたっては、他人の権利との調和を十分重んじなければいけません」といった表現では、おそらくここに抵抗が感じられるのは、「権利」「侵害」「責任」という言葉が強い印象があるのだと思います。

こういうニュアンスをここで押さえることが必要というのは私も思います。この2行を、あまり抵抗を感じさせないような、しかし、言うことは言うという書き方に変えるということはいかがですか。有吉委員にこの辺りを考えてもらえればありがたいです。

(金委員)

提案ですが、その次に「社会が複雑化し・・・個々人の人権する捉え方も広がりつつあります」という文章がありますが、ここに組み入れて、「しかしながら・・・人間の尊厳として捉えることが重要です」としてはどうでしょうか。

(有吉委員)

合わせて一文にするのは私には難しいです。「価値観の多様化」という所と、「権利の行使にあたっては他人の人権への配慮」という部分とを調和させ、一文でまとめあげるとは少し難しいです。この一文だけあまり角張った感じでなくということならばできるかもしれませんが、後ろの文章とつなげてということだと難しいです。

(金委員)

私が申しましたことは、「広がりつつあります」で区切って、その次にこの2行を変えた文章を入れた方が、流れとしていいのではと思っただけで、こだわりません。

(矢崎会長)

権利と権利の対立を調整する、その基本は人間の尊厳が原点です、というまとめ方がよいのではないかということですね。

(有吉委員)

ただ、この文章が、価値観が変化してということで、人権の捉え方があって、次に、しかしながら、その人権の内容をどう考えるかは、とつながっているのです、間に入れてしまうと止まってしまうかなと。それを止めないで調整することは難しいかなと思いましたので、離していただければと思います。

(矢崎会長)

それでは、今の議論を踏まえて、この2行を聞きやすい言葉に直すということによろしいでしょうか。

(斎藤委員)

憲法では「公共の福祉に反しない限り」という表記ですね。それから、『人権ってなに?』という本では、「ほかの人の権利を侵さない」という、そういう制約があると著者は書いてます。

(矢崎会長)

わかりやすいかもしれませんね。「権利の行使にあたっては、他人の権利を侵すことのない配慮が必要です」というぐらいなら。「権利」、「侵害」、「責任」というと、今はやりの自己責任みたいで。全て自分で責任をとりなさいという形に捉えられると困ります。

(有吉委員)

それだと冷たい表現ですね。

(斎藤委員)

若干脅迫めいた感じがします。

(矢崎会長)

では、恐れ入りますが、そこを検討いただきたく思います。

他はいかがでしょうか。「人権政策の基本理念」はこれでよろしいですか。

では次に進みます。「長野県における近年の取組と本審議会」について、ご意見をお聞かせください。

(斎藤委員)

金委員会からのご提案で、1にあった人間尊重推進委員会の部分を、2(2)として移動したわけですね。

ただ、人間尊重推進委員会と部落解放審議会、人権政策審議会では違いがあります。それは、2つの審議会は県議会の議決を経て設置されています。それに対して、人間尊重推進委員会は県行政が独自に設置できる要綱で設置されています。

従って、部落解放審議会と人権政策審議会の中に人間尊重推進委員会を入れることは、若干流れが違うのではないかと。中身については、全く異議はないのですが、人間尊重推進委員会を入れる場所は、前回案のように、1の平成12年と平成19年の間の方がよいと思います。

ます。2の本審議会の設置背景と目的よりも、1の人権関係法令及び長野県の取組の一つとして入れた方がいいのではないかと思いますので、提案させていただきます。

(矢崎会長)

ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(金委員)

どこに書くかはともかくとして、確認ですが人間尊重推進委員会は現在ありませんよね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

現在はありません。

(金委員)

なくなったのはいつでしょうか。なくなったことを書かないと、答申を見て、なくなっていないと誤解されてしまうのではないのでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

平成19年12月に要綱を廃止しました。

(金委員)

一昨年12月ですね。いつまで活動して、いつなくなったか書かないと、並行して存在しているような誤解を招くのではないのでしょうか。

斎藤委員がおっしゃったことはそのとおりだと思います。それがかえって大事な意味を持っています。条例に基づいてきちんとやるのが、数年遅れてきたのではないかという意図があるわけです。県議会を経たという重みは非常に重要だと思いますが、それは条例に基づきという言葉があればいいわけで、条例がなくても、委員会という形でもいろいろなことができるのではないかという含みがあります。実際に、人間尊重推進委員会も、知事から任命いただいた記憶があります。

もう一つは、従来から話に出ている、国の法律がなくてもできるのではないかと、場合によっては条例がなくても行政の予算の中でできることもあるのではないかと、ということ考えたときに、むしろあった方がいいのではないかと思います。

それから、私がここに書いた方がいいと考えた理由は、人によって受けとめ方が違いますが、いわゆる同和行政から人権施策に移っていったときの軌跡をわかりやすい形できちんと記録に残すという、それだけです。その読み方は人によって、こういうふうには県がやったと読む人もいれば、なかったと読む人もいるし、いろいろです。

記録としては恣意のない形がよい。どちらが恣意がないかは難しいですが、私としては、知事の委嘱による委員会というものがあつた、という記録を置いた方がいいのではないかと、という立場です。

(矢崎会長)

他の委員さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

事務局から少しつけ加えさせていただきますが、人間尊重推進委員会は、10名以内で組織して、委員の皆さんは知事からの委嘱という形で活動していただきました。任期は、平成17年10月24日から19年10月23日までの2年間で委嘱しています。

(蔵之内課長補佐)

委員会が開催されたのは、平成19年の6月が最終となっております。

また、この審議会の立ち上げの日と同じくして、委員会の設置要綱は廃止ということで、手続きをとらせていただいております。

(金委員)

どういう理由で設置要綱は廃止になったのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

この審議会ができるからということです。

平成19年7月17日に人権政策審議会設置条例が成立しましたので、それに併せて廃止という考え方です。

(斎藤委員)

県が人間尊重推進委員会を設置したのは、部落解放審議会を開かない、できたら審議会条例そのものを廃止してしまおうという考えがあったからだと思います。

しかし、何もやらないことはまずい。かといって、部落解放審議会の廃止について県議会に出しても、県議会では通らないだろうと。そこで県議会を通さなくてもできる委員会を県はつくった、そういうふうに私は思っています。

そういうことでいうと、審議会とこの委員会は分けておいた方がよいのではないかと私は思っています。

(金委員)

私も全く同感です。だからこそ、私はここに残してほしいです。

(斎藤委員)

ですから、私は1の長野県の取組の所のほうがいいのではないかと思います。

(矢崎会長)

この人権尊重推進委員会の位置づけについて、事務局はどういう捉え方をしていますか。部落解放審議会の答申に応えたという形ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

共生社会の実現を目指した、人権尊重施策の総合的かつ効果的な推進ということで、人権教育及び人権啓発の施策に関する提言等を行うという位置づけの中で、委員会を設置して活動をしていただいたということです。

(矢崎会長)

部落解放審議会の応えとしてこれを設置したという位置づけではないと。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。ただ、この部分は、部落解放審議会から直接ではありませんが、県とすれば委員会を設けて、人権の施策を実施してきました。金委員がおっしゃったように、時系列でいけば、それは事実です。

(矢崎会長)

人権政策審議会をすぐにつくらなかった理由は何でしょうか。要するに部落解放審議会の答申で、第三者機関の審議会をつくることを検討するようにと答申されていましたが、実際には数年間遅れたわけです。流れでは、その間に人間尊重推進委員会があったとなりますが、最初から人権政策審議会など条例でつくらなかった理由は何ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

私も詳細はわかりませんが、答申を受けて、その後、県単事業の経過措置を実施してきましたので、進んでいる間は特に審議会等つくらずに、人間尊重推進委員会でやってきたのではないかと個人的には考えています。

(矢崎会長)

逆の見方をすると、人間尊重推進委員会がありながら、議会は部落解放審議会の廃止条例案を否決して、なおかつ人権施策推進議員連盟から、審議会をつくるように要望があったと、ここは、並行しますね。議会からすると、人権尊重推進委員会は議会で求めているものではないという解釈をして、新たな条例をつくって審議会を要請したと、誰が考えてもそういうことです。

金委員は承知なさっていた上で、ここに入れるべきだと、その視点も大事かと思います。ただ、答申をご覧になった方がそうとるかどうかが。この後見ていくと、人権政策審議会の設置の項ではっきりと、議会が否決をした、そして、正式に条例をつくったり、審議会をつくるようにという要望をしたと言っています。その流れからいくと、間に合わせて委員会をやったという金委員の意図するところを受けとれるかどうか。(3)人権政策審議会の設置という中で、はっきり言い切ってしまうと、人権尊重推進委員会を議会は無視をしているという流れがあります。斎藤委員がおっしゃることは、そこははっきりした方がよいのではないかと、ということですよ。

ここは、この項の最初に持って行って膨らますということではだめでしょうか。事務局当初案の、時系列の中で平成16年に設置したという所を少し膨らませる。基本的には、人権関係法令及び長野県の取組推移の中に押さえておいた方が、より適当な位置づけとなる

のではないのでしょうか。

(金委員)

もう一つ、事実的なところの確認を。2(1)部落解放審議会の最後に、「しかし、それ以降」とありますが、これは平成14年以降を指すのか。それから、部落解放審議会について、審議会はあるが開催されなかったのか、それとも、答申したことで審議会がなくなったのでしょうか。

(斎藤委員)

部落解放審議会条例は以降も続いて、この人権政策審議会の条例の附則で廃止になっています。

(蔵之内課長補佐)

今のご質問で、実質的な活動期間について言われていたと思いますが、部落解放審議会は答申後、平成14年に開催されて以降、条例はありましたが審議会は開かれていない、活動していない状況にありました。

(金委員)

開かれていないというよりは、委員を任命していないから開催されなかった。

(斎藤委員)

平成14年3月で特措法が切れるということで、平成14年の1月に答申を出しました。開かれなかったということは、結局その答申を全く実行しないから開けなかった、ということだと思います。

(金委員)

私は客観的に事実としてどうであったかを知りたくて。内容は今まで教えていただきましたが、部落解放審議会がそれ以降開かれていないけれども、審議会条例は残したままという、ここはきちり理解して、条例は残したままだが審議会は開催されませんでしたではなくて、委員の任命等がなかったと。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

平成14年6月までの任期で終わって以降、委員の任命はしていません。

この部落解放審議会から人権政策審議会に移る間に、県では人権教育のための国連10年、それを受けて人権政策推進委員会を要綱で設置して進んでおり、これらを受けて人権尊重推進委員会に至っております。この経過は、第1回の審議会の資料で、人権関係審議会等の変遷ということでお渡ししたとおりです。

ですから、部落解放審議会を受けて人権政策審議会に来ていますが、要綱等を受けてもこの人権政策審議会に来るということです。

(矢崎会長)

部落解放審議会条例は生きていますよね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

部落解放審議会条例は、今はありません。

(斎藤委員)

人権政策審議会条例ができて、それでなくなりました。

(矢崎会長)

人権政策審議会条例ができるまでは生きていたわけですよね。その間に、部落解放審議会は開催されることはなかったという、この1行もポイントになります。任命しなかったからやりようがなかったのではないかという見方と、審議会条例があるうちに、一方的に任命をしないでやめてしまったという見方、いろいろな見方があります。しかし、県からすると、条例ではなかったけれども、その間に別の形で人権施策を実施してきたという、そこをここでどう整理するか。大きくとらえると、次の条例設置の審議会ができるまでは、部落解放審議会は残っていたという解釈をせざるを得ない。そうでないと議会に対して失礼になります。

だから、人権政策審議会ができるまでの間、部落解放審議会は生きていた、議会の意向に沿ってこの審議会ができた、とストレートにつなげないと、輪郭がはっきりしないのではないかというのが斎藤委員のご意見だと思います。私は、それはそうだろうと思います。というのはなぜかということ、「2 設置背景と目的」設置背景と書いてありますので、(2)を除いた(1)(3)という流れの方が設置の背景がはっきりわかります。(2)が入ることによってぼやけてしまいます。

ただ、県としては、人間尊重推進委員会を設置し人権問題を検討してきた、ということも大事だと思いますので、私は元に戻して、この委員会について経緯の中で触れていけば、よいのではないかと思います。あくまでも条例ということ考えて、部落解放審議会を廃止するために人権政策審議会をつくったと、背景としてはそうではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この取組の経緯の中で、ただ2行だけではなくて、もう少し膨らませて書くことについてはやぶさかではありません。

(斎藤委員)

そうすると、金委員がおっしゃられた、いつまであったかとか、そういう事実関係はきちんと押さえておいた方がいいですね。

(矢崎会長)

これは両方の意見があって、どちらがよいとか悪いとかということではないと思います。その背景の中で、人権政策審議会条例ができたから、人間尊重推進委員会が終わりになったということで、この3つを並べるという方法もあり得るということです。ただ、本審議

会の設置背景となると、ここに(2)が入るとぼやけるかなという感じはします。

ずっと話していくと、また考え方が固まってくるかもしれませんが、先ほどの有吉委員にお願いした件と、この部分をどこに位置づけるかということについては今の時点では保留にしておきます。

(吉澤委員)

資料2の3ページの一番上、「名称、目的等の変更を・・・」とかぎ括弧が入り、その理由として、文章の意味を通りやすくするためとありますが、私は修正前のほうがいいと思います。何度も読み比べてみて、修正前でも意味は通っていると思いますし、かぎ括弧がついてしまうと、そこだけ強調された感じで、若干意味も違って来るかなと。修正理由がわからないのですが、前のままではいけないでしょうか。

(斎藤委員)

私も吉澤委員と同じで、この「第三者機関として活用すべきである」という提言がなぜクローズアップされたのか、わかりません。答申では、こういうことが指摘されたということですので、むしろこれはとった方がいいと思いました。

(矢崎会長)

事務局、ここの修正理由は。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

部落解放審議会の答申の中に、「名称、目的等の変更を含め、改組の上、第三者機関として、この審議会を活用すべきだ」という提言がありましたので、次項の人権政策審議会につなげる上で、第三者機関という提言があって、人権政策審議会を設置しましたという経過で書かせていただきました。

(矢崎会長)

大きく意味が違って来る所ではないので、戻してもいいですね。これは委員から意見があったのではなくて、事務局で直したところですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

それでは、あえて直す必要がないということで、前回の方がいいという意見がありましたので前回のとおりとします。

他にこの部分でどうでしょうか。

(斎藤委員)

(3)のところで2つあります。1つは、「長野県では、特別措置法の失効や、経過措

置期間を設定し実施してきた県単同和対策事業が平成17年3月をもって概ね終了することから」と書いてありますが、私は、「特別措置法の失効～概ね終了することから」までは要らないと思います。と言うのは、これは県の言い分として、こうやってきたという話で、実際は、経過措置期間を前倒しして廃止したとか、いろいろなことがありますので。この2行がなくても、「長野県では、部落解放審議会を廃止する条例案を平成17年2月議会に提案しました」で意味は通じると思います。

それからもう1つですが、次の段落に、「平成18年12月に県議会人権施策推進議員連盟から、長野県としての今後のさまざまな人権問題に関する施策の方向性を明確にするための審議会を設置するよう要望が出されました」と書いてありますが、大事なことが抜けています。それは、議員連盟から知事への申入書では、「人権施策の推進は重要な課題であることから審議会答申を尊重し、当面、今後の様々な人権問題に関する」という一文になっています。部落解放審議会の答申の尊重が抜けてしまっています。議員連盟は、部落解放審議会は全く無視されているのではないか、反故にされているのではないか、これを尊重して、それで長野県としての今後のさまざまな、としています。ですから、「部落解放審議会答申を尊重し」という文言をぜひ入れていただきたいと思います。

(矢崎会長)

そうすると、1つ目はわかりましたが、2つ目の「長野県として今後さまざまな人権問題に関するその方向性を明確にする」をどう直すということですか。

(斎藤委員)

県議会人権施策推進議員連盟から、部落解放審議会答申を尊重し、審議会を設置するよう要望が出されたということ。

(矢崎会長)

議員連盟からの要望は、どのように事務局は理解しますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

前の案では、審議会を設置するときに、答申を尊重し、と書いてありましたが、斎藤委員から尊重していないのではないかと、消した方がいいのではないかと御指摘がありましたので削除しています。前の案では、審議会の設置について、部落解放審議会答申を尊重するとともに県議会の意見を尊重し、審議会を設置したと書いてありました。既に前の方は消えていますので、入れてもかまわないと思います。

(斎藤委員)

前回、その「尊重し、」をなぜ消した方がいいと言ったかということ、「長野県は尊重し、」と書いてありました。ですが、長野県は尊重してこなかったのです。

(矢崎会長)

そうではなく、私が聞いたことは、県議会人権施策推進議員連盟が申し入れをしたこと

は、さまざまな人権問題に関する施策の方向性を明確にするだけでなく、部落解放審議会の答申を尊重するということを、言っているかどうかということを確認しています。

(斎藤委員)

議員連盟から知事への申し入れの中に、「部落解放審議会答申を尊重し」という言葉があるかないかということですね。

(矢崎会長)

それがあれば、議論せずとも、議員の意見を聞いて、というところへつながります。あれば載せてしまった方がいい。というのは、長野県では県議会の意見を重視しとって、部落解放審議会の答申に応じてとか、応えなかったからという議論がまた必ず出てきます。そうだとすると、その前段で触れておけば、それを含めて県議会の意見を重視し、になるから、その方がわかりやすいということです。ですので、申入書で確認できれば、この議員連盟からの中に入れて方がいいかと思います。

(斎藤委員)

私は資料を持っていますが、ご覧になりますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

では、それは入れさせていただきます。

(矢崎会長)

ここに入れましょう。ここに入ると、その次のところで議論しなくて済みますから。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

2つのご意見のうちの先、条例廃止の提案理由ですが、県としては、「地域改善対策特別措置法にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の失効、県単独同和対策事業の一般対策事業への移行等のため、長野県部落解放審議会を廃止します」ということを提案理由としておりますので、この2行については、県が審議会条例を廃止するための理由とすればこれで間違いないので、その点はお願いたします。

(矢崎会長)

残すということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

これは事実ですので残していただきたい。(3) の「長野県では～概ね終了するということから」という、ここの2行ですね。県の提案説明でもこれを言うておりますので、残していただきたい。

(矢崎会長)

これは概ね終了したわけですね。であれば、「終了することから」でかまわないですね。

(斎藤委員)

それであれば、「終了するとして」という、県の考えで。

(矢崎会長)

でも、終了したわけですよ。

(有吉委員)

事実と違うのであれば直さなければいけないですが、客観的な事実はそのまま、あまり手を入れないほうがいいかと。

(斎藤委員)

県はやってきたと言っています。

(矢崎会長)

でも、県がそういう理由で廃止する条例案を出したのだから、正しいかはどうか別にして、「概ね終了することから」というように知事が言っているわけです。だから、それはその事実として、ここはあまりいじらない方が。県がそう言って議会に提案したのですから、そういう事実であって、「それをするとして」と、私どもが変えるわけにはいかない。

これは県がしていることだから、委員の主観がここに入るのはおかしいです。その後も、事実として、部落解放審議会の答申に応えなさいと、議員連盟は言っています。だから、これはもう入れればいいわけで、この中でいろいろな要望をしていますね。『前知事はこの答申を矮小化し「人権・同和政策課」を「ユマニテ・人間尊重チーム」とすると同時に、同和教育課を廃止してしまいました』というふうに結構強いことを言っています。ですから、部落解放審議会の答申に応えなさいということは、ここに入れてください。「12月に県議会人権施策推進議員連盟から、長野県として部落解放審議会の答申に応え、また、今後、さまざまな人権問題に関する施策の方向性を明確にするための審議会を設置するよう要望がされた」と、それでいいですね。

そうすると、今後、審議会のことを尊重した、しないという議論はなくなります。「長野県では、そうした県議会の意見を尊重してこの審議会をつくった」ということですので、最後の2行はこの訂正案でいいということでもいいですね。では事務局、そういうことで。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい、わかりました。

(矢崎会長)

では「概ね終了することから」はそのまま残します。人権施策推進議員連盟からの要望中に、「部落解放審議会答申に応え」という部分を入れる。「また、さまざまな人権問題に」というつなげ方でいいと思いますが、そのような形で直してください。

次はどうでしょうか。(4)基本方針策定に向けてはいいですか。
では次に、「長野県における人権に関する実態」について、ご意見ををお願いします。

(有吉委員)

5ページの「隣保館の運用状況」の報告ですが、その前までは、具体的にこういう問題で困っていますという内容が出ていますが、隣保館については、活用が十分ではないのが実態だ、というふうに私はそのときの報告で認識しています。

せっかく現在の運用状況の報告を受けたので、その報告を一言で入れられるのならばどうという報告かということをお伝えの方がいいのではないかと思います。

(矢崎会長)

今の、隣保館の運用状況について、こういうような報告がされたという内容を触れておいた方がいいのではないかとのご意見についてどうでしょうか。

隣保館の利用状況にはすごくばらつきがありました。私は、隣保館の活性化といいますか、隣保館の果たす役割について、これから大いに議論されないといけない。これだけの施設を持っていながら、活用のされ方が、この間の意見を聞くとばらばらです。例えば、相談業務の件数にもかなりの違いがありました。

(斎藤委員)

非常に活発にやっているところと、そうでないところとありますね。

(矢崎会長)

この運用状況について、触れておきましょう。地域によって、ばらつきがあるとか、違いがあるとかということをお事務局でつけ加えてください。

ほかにどうでしょうか。アンケートについては、ほとんど今までご意見がなかったところ。この記述でいいでしょうか。

その次、「分野別施策の現状・課題と方向性」に入ります。まず同和問題、大変ボリュームがありますので、この同和問題だけで意見交換をしたいと思います。

(斎藤委員)

言葉の問題ですが、13ページの上から9行目「本人権政策審議会」というふうに書いてありますが、「本審議会」でいいですね。他は確か、「本審議会」と使っていますね。

(矢崎会長)

これつけ足したところですね。

(斎藤委員)

そうです、私が入れたところです。

(矢崎会長)

併せて、議論してもらいたいのですが、この一文は読んでいて私は少し違和感がありました。この「なお、ここで特に一言しておきます」は、斎藤委員が言っているように聞こえます。ここで文体ががらっと変わりますが、こういう言い方は、審議会の答申の中ではあまりないし、全体の文脈から見て、「ここで一言しておきます」ということに違和感があります。

(有吉委員)

その後の「7年が経過した」、「幸甚です」というところも、あまり使わないと思います。

(矢崎会長)

ここが、口語口調になってしまっています。

(有吉委員)

あくまでも、これは答申ですので、一人の意見ではなくて、審議会の意見という形になるような工夫が必要かと思います。

(斎藤委員)

ここは3人の意見です。

(矢崎会長)

私は、ここは要らないと思いました。3行目「それらを解決するためには、まず何よりも実態を正確に把握する必要があります。」そこから、「同時に県行政に依存しない民間活動も活発化も求められています」につなげていいのではないかと。この「一言」と「幸甚」のところは、流れからいくと浮いてしまいます。

私は、今年、諏訪で民間が中心に実施した事業などは、きちんと押さえておかなければいけないと思います。要するに県行政が中心になっていくのと、民間が中心になっていくというやり方の必要性ですから。しかし、この「なお、ここで一言申し上げます」と「幸甚です」は要らないのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

ただ、前々回の審議会のことが、信濃毎日新聞で報じられたときに大きく「同和」と「外国人」とあり、何か昔に戻れといっているのではないかといった受けとめ方が一部にありました。

(矢崎会長)

新聞の論調でしょうか。

(斎藤委員)

はい。ですので、そうではないということをおいた方がいいのではないかと思います。この審議会として、特措法時代に戻れといっているのではないということをお断って

おいた方が、いろいろな意味で押さえになるのではないかと思います。

(有吉委員)

具体的にどこからそういう意見が出たのでしょうか。私は一度、信濃毎日新聞に大きく取り上げられたのは知っていますが、その後、新聞に対してそういう意見が出ましたか。

(斎藤委員)

いえ、私の周りです。

(有吉委員)

周りですか。私は全く聞いていないので、県にいろいろな意見が寄せられているということなら答える必要があると思いますが、ある程度人数が絞られるのであれば、あえてここで強調して言わなくても、大多数の人はそう思っていないと思います。

(関委員)

矢崎会長は、どこに引っかかりましたか。

(矢崎会長)

上から4行目「なお、ここで特に一言しておきます」の中で、「7年が経過した今日～見直しのきっかけになれば幸甚です」という、ここが、口語体的になっているし、ここであえて言わなければいけないかどうか。

私は「まず何よりも実態を正確に把握する必要があります。同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています」というふうに、その後につなげていけばいいのではないか。「なお、ここで特に一言～幸甚です」までの6行ぐらいは要らないのではないかと思います。

(関委員)

確かに、「ここで特に一言して」は要らないですね。そうするとかなり短くなりますね。

(矢崎会長)

この6行要らないのではないかと思います。

(斎藤委員)

民間活動の活発化の話で、特措法の時代に戻れといっているのではないということです。

(矢崎会長)

私もそう思います。お気持ちはよくわかりますが、正直申し上げてちょっとしつこい。諏訪市の話は載せておいた方がいいですね。

(斎藤委員)

その前までをとってしまいたいという話ですね。

(関委員)

諏訪市の話ですが、もう少し一般化、抽象化した方がいいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

「従来、北信地方で開催されていた研修会が、初めて南信で開催されました」とか。

(関委員)

そうですね、あちこちでやって、県民の意識を高めたり、あるいは研究したりという活動が重要だと思います。私たちも多少支援していくことができると思います。

(有吉委員)

私たちが支援するということは、県が支援するということではなくて、個人で支援されるということでしょうか。

(矢崎会長)

経営者協会の立場ということですね。

(斎藤委員)

例えば「同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています。例えば長野県部落解放研究集会を県内各地で開催して、県民に直接訴えかけ、討議、研究していくこと」みたいな。

(関委員)

そういう方が私のイメージに近いですね。

(有吉委員)

質問です。今の話とダブってしまうかもしれませんが、この諏訪で行われた部落解放研究集会の主催はどこでしょうか。

(斎藤委員)

実行委員会です。多くの団体で構成されています。

(有吉委員)

これだけですとどこの主催かわからなくて、一瞬、県が主催しているのかなと。このまま答申に入れてしまうとわからなくなってしまうので、民間の活力として利用したという一例として入れるのであれば、うまく表現しないといけない。民間の例なのですが、県民からすると、民間の何がというのがわかりません。

(矢崎会長)

この上に、「同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化」というものの例として書いてあります。

(関委員)

部落解放に直接携わっている方々が主体ですが、長野県経営者協会が事務局をやっている長野県同和問題企業連絡会や県が事務局の長野県企業人権教育推進連絡協議会も参加していたと思います。

(有吉委員)

つながりから見ればそうですが、民間活動の事例を入れるとしても、県の答申として、特定の民間団体の活動事例を具体例として入れていいのかという問題はあります。

入れるのであれば、どこが主催しているということまできちんと入れなければ、一体これは何だろうという読まれる人は思うかなと。

(関委員)

一般化、抽象化した方がいいと思います。

(北村委員)

この 特別措置法失効後の長野県行政という標題ですが、骨格だけを出してみると、13ページの上から3行目の「まず何よりも実態を正確に把握する必要があります」ということで、それから後は、県行政のことではないことを言っている気がします。

この の特別措置法というタイトルが内容に合っているか、私にはわかりにくいです。

(斎藤委員)

前回の議論で、県行政に依存するだけではダメだということを入れた方がいいとの意見がありました。そのとおりということで、どこに、どういうことを入れたらいいかを3人で相談したのですが、ふさわしい場所が見つからなくて、無理やりここへ入れた次第です。つまり、民間の活動ももっと活発化した方がいいのではないかということです。

それから、答申が出たら、また特措法の時代のようになるといった誤解をしている人が私の周りにいましたので、この答申はそういうことを言っているものではないということもどこかで言っておきたいということで、ここに入れました。

(矢崎会長)

しかし、特措法当時に戻るということは、この文脈の中ではあり得ないことです。これからの施策の方向にしても、ハードのことは一切言っていませんし、区域指定の話もしていません。基本としては、教育支援・相談、個別、自立支援のための具体的施策ということになりますので、少し慎重になりすぎているかなと思います。全体の文脈の中で、元に戻ることはとられないと思いますが。

(斎藤委員)

念押しですから、なくていいということであれば、はずしていただいてもかまいません。民間活動の活発化を残していただければ、それでいいと思います。

(矢崎会長)

わかりました。そうすると、今の議論を踏まえて、関委員が言われたようなニュアンスで、この線が引いてある10行を事務局で直してくれますか。おそらく2～3行にまとまるかと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「同時に、県行政に依存しない」ということで、直せばよろしいでしょうか。

(関委員)

具体的にいえば、「同時に」までを消してしまい、「県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています」だけにするのがよろしいと思います。

(矢崎会長)

今回の答申の流れは、行政だけにいろいろ言うのではなくて、それぞれが自助共助していこうということです。この後、また議論になると思いますが、世の中はそういう流れだと思います。

では、ここは事務局で検討してください。

(金委員)

12～13ページにかけてですが、過去に戻れと言っているわけではないという意味を生かすためには、その後の具体的な方向性の中で、昔と違うということがわかるようにすることも必要です。抽象的でなく、具体的な形で示す必要があると思います。

では何が違うのか、どこまで踏み込むのかということです。そういう観点からすると、12ページの(2)方向性の中ではっきり方向性を出す。一つは、に固有の歴史・固有性がありますと、これは押さえる必要があります。特措法が終了したからといって差別は終わっていないという認識に立っていますと。もう一つは従来とは違うという形で、少し抽象化するとして、具体的に12～13ページの、は一つの形にした方が、インパクトが強くなるのではないかと思います。

そうすると、「今後の施策の基本的な方向」で、一般論にしたときに、過去と何が違うのかということがもう少し明確になるかなと思います。例えば、県内の事例ではないのですが、かつてはタクシーに乗ったら、ある所から突然道路が悪くなって、運転手が意味深なことを言ったり、ある本では、住所の割り振りとかで明らかな差別があったりといったことが書かれていましたが、今、こういう行政上の差別というのはどうですか。

(斎藤委員)

なくなっていないところもあります。いまだに解消できていない。

(金委員)

行政上の差別は、いまさらやっている場合ではないのですが、現状を捉えて施策という方向で言いますと、相談体制として窓口の整備がもっと必要だろうとか、啓発の対象は誰か、これは県民全般ですね、あとは当事者へのいろいろなエンパワーメントという形とか、あるいは、何かにあったときには支援していく、救済の措置が必要であると思います。

要するに差別の実態は残っていますが、そのほとんどが、県の責任かということ、どうでしょう。例えば警察は民事不介入ですし、結婚差別はどう扱っていくのか。

今、差別というのは、行政の中にももしかしたら残っているかもしれませんが、難しいのは、本当の心の差別に発するものが見えない形で残っているのが一番問題なのではないかと思います。そこにどう取り組むかということを中心に打ち出していく。そういう形で、いままでとは違うということ、差別の実態はまだ残っているという観点が大事というふうに思いました。抽象的な意見ですみません。

(関委員)

元に戻れと言っているのではないという意味づけは必要かと思います。

(矢崎会長)

どこかにほしいですね。

金委員の言われた(2)方向性の、は、ここまで削っていくと確かに一つになると思います。「特別措置法失効後の長野県行政」は、今までも書かれていますし、ここでまた同じことを書くのはくどい気がします。

(有吉委員)

お気持ちはよくわかりますが、読まれた人からは、少し違和感があって、何でそこまできとなるのではないのでしょうか。人間バランスも大切だと思いますので、見たときに拒絶されるような内容では、かえってマイナスになってしまいます。万民にできるだけ拒絶されないような内容、拒否反応が出ないような表現になるよう工夫する、表現の工夫という構成の工夫は必要だと思います。

現在の案では、幾ら同和問題と外国人を中心とするとしても、他の人権と同和問題が書かれているページ数は全く同じです。他のところで述べているところはあまり重複させず、省けるものは省いて、もう少しスリム化した方がバランスがいいのではないかと考えています。

(斎藤委員)

多分、これまで議論し、原稿を推敲してきたことで、このようになってしまっているかと思います。

(矢崎会長)

見出しと中身が合わなくなっている。

(齋藤委員)

はい。ですので、今、会長がおっしゃったように、 と は一緒にいいと思います。で一番言いたいことは、まず何よりも実態を正確に把握することが必要だということで、実態を踏まえた施策が必要になります。その一文がここに入ればいいので、県の後退については確かにすぐ前でも言っていますので、これは削って、 の同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策を にしてください。

(矢崎会長)

この でも実態という言葉が出てきます。ここに何よりも実態を把握する必要があるということを入れればいいのではないですか。

(有吉委員)

14ページの「 b 実態把握の実施」という一文をもって、さらにクローズアップして出てきていますので、ここでは本当に軽く触れて、ここに流れるとか。

(関委員)

前回、岩井委員からも同和問題のところは少し長すぎるのではないかという意見がありましたし、簡素化しませんか。

(矢崎会長)

私は部落解放審議会の答申にいつも戻っていますが、これからは人権政策審議会の答申に戻ればいい。そのためには、部落解放審議会のこれまでの経過は、ここできちんと押さえておかないと思っていますから、私はあっていいと思っています。

私たちがつくっている、この審議会の答申まで戻れば、その先行かなくていいということで、そのつもりで齋藤委員も一生懸命書いていただいています。ただ、重複してくだるところがあります。

(関委員)

そうですね。少し追求しすぎているように思います。

(矢崎会長)

それで、有吉委員が言われたように、「いや、見ない」と言われてしまっては困るので。

(関委員)

数字をつかんではいませんが、企業のなかで同和問題に対する問題発生はここ数年少なくなってきたのではないかと実感としています。

(金委員)

そうしますと、12ページのアも、いろいろ問題はありましたが、過去の同和対策の取組

の成果で、例えば就職差別は減っているのであれば、成果を上げて減ってきたということを書くことも必要かと思います。それから、この実態で、本来書くべき一番大事なことは、地区を取り上げた実態調査はできないということではないでしょうか。それで、読み書きの困難さなど、同和地区ではまだ問題が残っているということは、多分、間違いはないだろうと思います。

しかし、行政として実態調査はできないけれども、もしかすると当事者の協力が得られればできるのかもしれませんが、もしそうだとすれば、ここの実態の項で書くべきことは、行政でも民間の取組でも一定の成果を上げてきましたが、結婚差別等が残っているということでしょう。

(関委員)

同和問題の中で結婚時の差別は、企業とか行政というより、個人、家族、親戚などの場で生ずることが多く、そこが一番の問題ではないですか。

(金委員)

なるほど。であれば、この実態の項で挙げておくのは、こういう調査が行政では難しいというようなことの方が、もしかしたら大事なのではないかと思います。それは、後で民間との連携で出てきますので、実態把握のときには、市町村とか県レベルよりはもう少し民間なり、地域なり、あるいは隣保館というところで。

そうすると、大上段に県が条例を定めて、差別をやめましょう、差別を見つけたら罰金をとるということではなくて、実際にみんなで差別をなくしていく取組を活性化していくという流れに持っていけるのではないのでしょうか。

そういうわけで、もし可能でしたらアも。

(斎藤委員)

アは現状を書いたところですので、今のお話は、ここではなくて、方向性のところだと思えます。

(金委員)

わかりました。それでもいいです。

(関委員)

先ほど申し上げましたことは数字がなく、こういう感じがしますというものですので答申に表現することは難しいです。

(金委員)

でも、関委員から言われたことで、ヒントといいますか、企業は、上の意識が変われば、企業も変わり得るということを入れた方がよいかと。

(関委員)

この答申が出ますと、いまさら何でこういうことが出てきたのか、現在、企業のなかでは同和問題の発生事例は少ないのではないかと、うちではセクハラなどの問題発生が頻度が高いという企業が出てくるのではないかと考えています。

(齋藤委員)

ただ、企業で同和研修、人権研修を受けてこられた方が、娘さんの結婚に強く反対して、結局破談にしてしまったということがあります。プライベートな問題ですので、公にはされていないと思いますが、そういうことも実際起こっています。

(関委員)

企業の中で同和問題の発生がないというわけではないですね。特に結婚時の問題発生は、深刻な問題になりがちだと思います。

(有吉委員)

前にも申し上げたと思いますが、結婚問題について、県がどうこういうことは難しいです。先ほどの企業の方が介入してそれをだめにしたとなったら、それはあくまでも、慰謝料請求とか、そういう裁判という形での人権救済という形であって、結婚でいろいろなハンデを負っているということで、県に何かを求めるということは、とても難しいです。

(齋藤委員)

それは、差別が起こらないような地域社会をつくっていくことが大事だと思います。

(有吉委員)

ええ、ですからそれは人権教育とかということですよ。

(齋藤委員)

何度かお話したとおり、教育・啓発だけではありません。子ども会への支援だとか。

その前提として、その実態はどうなっているのかということ、例えば部落差別がどうなっているのかということもあります。そういう調査も必要です。

(有吉委員)

その実態調査をして、その結果、内容は公表できるものですか。その地域でこういうことが起きていると、もし県が予算を組んで行うとしたら、何をしたということをも必ず残さなければいけないというジレンマに陥ります。

(齋藤委員)

これまでも県はやってきています。市町村もやってきています。実態調査もやってきていますし、差別がどうなっているのかということの調査も継続的にやってきています。これからもやるべきだというのが、この審議会の意見だと思っています。そうでなければ、そもそも問題がわからないので、現状がどうなっているのかということをもまず把握しなければ

ば、対応する施策は打てません。それが途切れてしまいましたので、再度やっていくべきではないかということだと思っています。

(矢崎会長)

この12ページは方向性です。だから方向性の中で、特別措置法失効後の長野県行政についてまた改めて言うことはない。そういう意味では、とを、に切りかえて、として、同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策の中で、何よりも実態を正確に把握する必要があるということ、この中に入れてもらう。それで、当初のの部分で、県行政に依存しない民間活動の活発化の部分は、がなくなりますので、今後の施策の基本的な方向性のどこかに入るはずですよ。

(斎藤委員)

現状のの最後に入れてもいいと思います。つまり、そこまでは県が「今後の施策の基本的な方向に示す諸施策が求められている」と同時に民間活動も、ということですので、そこに入れてもいい気がしました。

(矢崎会長)

では、実態把握と、行政に依存しない運動の活発化をこのの同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策の中に入れてくれませんか。これは斎藤委員にお願いしていいですか。今後の施策の基本的な方向から15ページの外国人の前まで議論してください。どうでしょう。

(金委員)

14ページの実態把握の真ん中「市町村と連携のうえ」、これでもいいと思いますが、13ページのaが総合的・専門的な相談・支援、イが教育・啓発、ウが当事者に対して、工関係機関と出てきますので、もう少し施策自体のところでも触れた方がよいのではないかと。要するに、この間からの議論では、市町村によっては県よりもしっかり取り組んでいるとか、隣保館の活動状況も地域によって違っているとか。そうすると、頑張っている市町村同士連携するとか、工のところでもそういうことをもう少し入れた方がよいのではないかと。何か工があっさりしすぎている気がします。

(矢崎会長)

イの教育・啓発の必要性ですか。

(金委員)

いえ、15ページの「工 関係機関との連携・協働の必要性」です。内容やボリュームはこれぐらいでいいでしょうか。県は県として必要ですが、実際は市町村での取組、それを県が支援したり、連携を手助けしたりとか、そういう形が要るのではないかと。思います。

また、今気がつきましたが、15ページの「オ 早急に取り組む必要性」もここでいいでしょうか。方向性の最初で、早急な取組が必要だとしたほうがよいのかもしれない。要

するに13、14、15ページは各論ですから、方向性としてすぐに取り組むということ为先頭にした方がよろしいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

一つ一つ議論をしていきます。最初におっしゃったのは。

(金委員)

市町村との連携については、15ページの「エ 関係機関との連携・協働の必要性」にあります。隣保館のことも含めた形は要らないのかということです。隣保館のことは、14ページのcに出てはいますので、それでよければいいのですが。また、15ページのエで、関係機関の中に、市町村だけでなく、協会とか団体とかそういうのも入っているか。

(矢崎会長)

今後の施策の基本的な方向が、アが行政の役割と取組の必要性で、イが教育・啓発の必要性になっていて、このまとめ方だとわかりにくいかもしれません。アが、同和問題解決のための行政の役割と取組の必要性で、イが教育・啓発の必要性。

(有吉委員)

14ページのcが関係施設との連携となっていますので、エをそこに盛り込むか、エの関係機関との連携・協力の必要性の項に、このcの内容を持っていくのか。

(矢崎会長)

これは行政の役割と取組の中で、a、b、c、dが括ってあります。だからこの括り方が、行政の役割・取組と教育・啓発がパラレルにならなければいけないですね。

(有吉委員)

相談・支援体制はaですし、行政の役割と取組の必要性の中にcが入っていますので、相談・支援には限定されていませんね。

(金委員)

項目の立て方として、県行政でやるべきこととしては啓発・教育ですよね。これは、県から県民というストレートなものが一つと、自治体とか企業とかを通したような形と、おそらく大きく二つに分かれると思います。

また、一般県民、広く県民に行うもの。もう一つは、当事者への何らかのサポート、この中に隣保館などが関係してくると思いますが、すっきり分けることはできないと思います。具体的な施策としては、ターゲットを分けて、そのターゲットに合わせて、有効な手段が出てくるのではないかと思います。

したがって、その取組の必要性で、相談・支援体制から始まっていますが、総合的施策としての順序はともかく、ターゲット別に並べたということがわかるようにすれば、もう少しこの趣旨を損ねずにわかりやすくなるのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

県がやるべきこととして、アは、行政がこうすべきであるということですね。相談・支援体制をしっかりと確立すること、それから実態把握をすること、人権啓発センターの充実、それから県の体制整備、それから人材も確保しなければならないということです。それから次は、相談・支援は教育・啓発とは別ですので、それで教育・啓発について積極的に。それから、ウは当事者を支援する。それらが必要だということです。

(矢崎会長)

まとめ方が、同和問題解決のための行政の役割と取組の必要性をアとしているので、後ろのイ、ウ、エ、オとの関係がわかりにくい。

総合的・専門的な相談・支援体制の確立と、教育・啓発の必要性に分けた方がわかりやすいのではないのでしょうか。同和問題解決のための行政の役割と取組の必要性というのは、アからオまでの全ての内容です。ウもエも県です。従って、今後の施策の基本的な方向性の中で、総合・専門的な相談・支援体制の確立、教育・啓発の必要性というように並列した方がわかりやすい。

だから、aがアのところに行って、それでア、イ、ウ、エ、オとした方がわかりやすいですね。全て県に対して言っていることですので、項目としては、相談・支援体制、教育・啓発、自己実現のための支援・協働ということだと思います。そういうように枠組みしても支障はないですね。斎藤委員、どうでしょうか。

(斎藤委員)

そのとおりですね。

(矢崎会長)

金委員のご意見は、オの部分が最後でいいかということですよ。

(金委員)

オは、むしろ方向性全体にかかわってくる部分としましたので、冒頭に入れるのではどうかという趣旨です。

(矢崎会長)

ただ、3月に答申して21年度からというのは現実に難しいです。

(関委員)

予算がなくてもできるところもあるのではないかと思います。

(矢崎会長)

確かに人事配置は予算がなくてもできます。そうすると、今後の基本的な方向のところ、直したところで言うアの前に入れるということですか。

(金委員)

そうですね。方向性の、あるいは13ページの が になりますか、今後の施策の基本的な方向に、下記について、平成21年度からできることから実施することが望ましいとか、望まれるとかはどうでしょうか。

(矢崎会長)

オにそういう形で入ってくることは不自然ですね。政策の内容がア、イ、ウ、エとあるのに、オは少し違います。

(有吉委員)

オをとってしまっても。

(矢崎会長)

オを入れないということでしょうか、そうですね。

(有吉委員)

1行あけて、取り組めるものから実施するというので、冒頭においても違和感がありますので、読んだ後の方がいいのではないかと、題目をなくして。

(斎藤委員)

1行あけて残しておくということですね。

(矢崎会長)

「前述した理由から」と書いてありますので、それでいいでしょうね。では、そうしましょう。オだけ除く。早急に取り組む必要性ということは残して、太文字は残さない。

(関委員)

この早急に取り組む必要性という題目を除くとして、必要性自体は、この文章の中に入ればいいですね。

(吉澤委員)

「できることから早急に取り組む必要性があります」みたいな。

(矢崎会長)

そうですね。「同和問題に関しては、前述した理由から、平成21年度より早急に取り組む必要性があります」と、事務局はどうでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

確認ですが、「 今後の施策の基本的な方向」を にして、アをとり、aをアにして、

bはイとして順次、教育・啓発の必要性はオになって、当事者の権利がカ、キが関係機関との連携・協働の必要性でよいでしょうか。

(有吉委員)

cにエの内容を盛り込んではどうでしょうか。関係機関との連携と項目立てしてあるので。

(斎藤委員)

この項目は、長野県人権啓発センターの充実が主です。隣保館が貴重な資料を持っていますので、隣保館が充実するために、そういう関連施設ともさらに連携していく必要があるという意味です。15ページのエは、もう少し幅広に、いろいろな問題で。

(吉澤委員)

元々cでは、人権啓発センターのことだけを書いています。

(有吉委員)

すると題名は充実だけでよいでしょうか。充実するための関係機関との連携ということであれば、題名に関係機関との連携と入れてしまうと、後ろの関係機関との連携という記述との差異がわかりづらくなります。

(斎藤委員)

わかりました。では充実で切りましょう。

(矢崎会長)

はい、それでいいです。充実するために連携が必要だということは文章の中で押さえればいい。事務局はよろしいでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ウは、センターの充実、で切って、以下、dをエに、イをオに、ウをカに、エをキにして、オの題名をとって、2行を残しておくということによろしいですか。

(斎藤委員)

「早急に」という言葉を入れてください。

(吉澤委員)

「できることから早急に」を入れる。それと「前述した理由から」と。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「前述した理由から、平成21年度よりできることから、早急に取り組む必要性があります」と。

(北村委員)

必要がありますとしていますが、実際は必要性について何も触れていません。今すぐにも取りかかってほしいという気持ちはわかりますが、平成21年度より取組を進める必要がありますという必要とは何か。望ましいとか、その程度でないと、必要性がわかりにくいです。

(矢崎会長)

わかりにくいでしょうか。あまり感じないのですが。

(斎藤委員)

進めてくださいという。

(北村委員)

それはよくわかりますが、これだけで、そういうふうに解釈するのは。

(斎藤委員)

この審議会としては21年度から取り組んでくださいと、その中身については、この施策の方向性で示したことをご覧いただいて、21年度からできることから取り組んでくださいということです。

(北村委員)

そうだと思います。必要性という言葉が非常にたくさん出ています。教育・啓発の必要性とか、次のところも必要性が出てきます。ひしひしと強い思い、気持ちはわかりますが、本当にこれは必要なのかどうかということが私には疑問です。

(有吉委員)

確かに違和感があります。審議会の意見という印象ではなく、これを読むと斎藤委員の顔が浮かんでくるくらい個人の思い入れがあります。最後は、その前段で必要性をアピールしているので、もう少しやさしい言葉で着陸してもという気はします。望ましいとか。

(金委員)

取り組むことが望まれるということでもいいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

では、「取り組むことが望まれます」でいいですか。

(関委員)

この人権啓発センターの充実も、関係者の長年の願望です。

(有吉委員)

戻りますが、13ページの「なお」のところですが、ここも前を踏まえて「施策を推進する必要があります」で終わるわけにはいかないですか。

一部に意見がありますといった、個々のケースは、斎藤委員の個人的に考えをはさまれている感じがしますので、これを踏まえたこの题目的内容としては、その上の部分まででいいのではないかと思います。

(斎藤委員)

これは前にも議論しましたが、市町村行政の職員の中にこういうことをおっしゃる方がいます。ですから、これは記載しておきたいと思います。先ほどの「特別措置法の時代に戻るというわけではない」ということは、この答申を読んでいただければわかります。それから、「民間活動の活発化」もいいですが、これは書いておいた方がいいと思います。

(有吉委員)

斎藤委員がいいと思われていることはわかりますが、全体としては入れなくていいと。

(矢崎会長)

先ほどの「なお」と同じです。「なお」の後は斎藤委員の思いが出てきています。

(斎藤委員)

ただこれは、例えば『同和行政がきちんとわかるQ & A』という本にもとりあげられているように、かなり広がっている誤解です。

(金委員)

この文章を書くことで、特別措置法が終了してもまだ特別扱いしようとする、やろうとすれば特別扱いできるのではと捉えてしまうことが危惧されます。特別措置法が終了したことは厳然たる事実で、特別措置法はないがどう必要なことやっていこうかという話なのに、「特別扱いはできないという意見がありますが」と書いてしまうことが、以前と何が違うのかと、かえってマイナスの印象を与えることになるのではないかと、そんな危惧、懸念を抱きます。

そういう問題発言される方もいるのではということ認識しますが、あまりそこは触れずに、長野県として必要なことはやっていきましょうとしてはどうでしょうか。

私は、「特別措置法が終了したからといって差別がなくなったわけではない」、これは残してほしいと思います。しかし、「特別扱いできないという意見があります」に反論したとたんに特別扱いを求めているように読まれ、逆効果ではということです。

(有吉委員)

この内容を書く方が刺激してしまいますね。止まってしまうというか、インパクトが少しありすぎてしまうという。

(金委員)

はい。同じことが、14ページの実態把握でも言えます。ここの「同和対策事業対象地域の地区指定がなくなった」というところですが、以前にも申し上げたとおり、同和対策事業対象地域の地区指定とは別で、「当事者との協力を得て」という感じでないと、地区の特定を行うという誤解を与えるのではないかというふうに思いました。

ここも、特別措置法がなくなったので、同和地区として調査はできないという意見があったら、それはそのとおりかもしれませんが、「同和対策特別措置法に基づかない形で正確な実態調査に工夫をする必要があります」とか、必要なことは実態調査なので、県民の実態調査が必要だと。しかし、特別措置法の流れに乗った形では、今は調査できないという方向性を書いておかないと誤解されるかなと思いました。

(矢崎会長)

一つずつ行きましょう。まず13～15ページの見出しを変えました。「 今後の施策の基本的な方向」の中で、アの見出しを削除して、「a 総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進」をアにしました。そうすると、aはどうすればよいでしょうか。

(吉澤委員)

アの大きな内容として、下がそのまま上がっていくというふうに認識していました。すべて行政に対する事柄ですので。

(矢崎会長)

そういうことでよろしいでしょうか。

(金委員)

ナンバリングの階層を上げるということですね。bがイになって。

(矢崎会長)

そういうことでいいですね。そうすると、総合的・専門的な相談・支援体制の確立と推進がアです。それでbはイになると。

(吉澤委員)

ア、イ、ウ、エ、オのイになる。

(矢崎会長)

イにしてしまうと。ただ、アルファベットを残すという考え方も私の中にはあります。

(有吉委員)

これ以上にうまくまとめられるのでしたらいいのですが、難しいですね。

(金委員)

グルーピングできるのであれば、ア、イ、ウ、エ、オがあって、その下に a、b、c、d となりますが。

(矢崎会長)

そうですね。最初は、ア、イ、ウ、エ、オと a、b、c、d のランクは違っていいかなと、総合的・専門的な相談・支援体制の確立がアで、イが教育・啓発かなと思ったのですが、横一列でもいいかもしれません。どうでしょうか、よろしいでしょうか。

では、事務局で横一列にしてください。そうすると、アからキまでになります。キの次、最後に番号はないですが、「同和問題に関しては、前述した理由に」を入れていくということでもいいですね。その関係はいいでしょうか。

「長野県人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携」の「と関係施設（機関）との連携」は削除するというのでいいですね。ではそういうことで。

13ページの方向性について、 と は一緒にすることはいいですね。その中で、有吉委員から言われた の後半の部分の「なお」のところが要るか、要らないかということでご意見をお聞かせいただきたいと思います。

ただ、「同和問題の歴史・固有性、実態を踏まえた施策」の中で、「実態把握が必要」ということと、「行政に依存しない民間活動の活発化」ということをこの中に入れるということまで確認されました。それを踏まえた上で、このなお書き以降の10行ぐらいが要るかどうかが入るとすれば、先ほど議論があった「元に戻るのではない」ということもここに入れないとおかしくなります。

(関委員)

金委員のご意見の通り、何か誤解を受けるのであれば、なお書き以降、それから14ページのbの最初も同じだと思いますが、簡素化するか、あるいは削除するか、手直しして誤解されないようにする必要はあるかだと思います。

(矢崎会長)

この文章で、「決して元に戻るのではない」ということ、それと、「法がなくてもやらなければいけない」というところが、誤解を受けるかなという感じがします。特別措置法がなくなったという前提に立って「一般施策として、同和問題を解決していく」ということは、既に合意していますので、今までの議論を無駄にしないためにも、これまで変える必要はないです。

そういう前提のもとで、「行政は法があるから行うのではなくて、課題があるから行う」と言ってしまうと、元へ戻るととられるかもしれない。そうとられないために「元に戻るのではない」と言っているのだから、入れた方がいいのではないかと。でも、回りくどいので、むしろはずして、全体を読んでいけば、それはわかるのではないかとのご意見ですね。

どうでしょうか、斎藤委員。13ページのなお書きの結論を先に出しますので、ここについてのご意見を。

(斎藤委員)

皆さんはそう思われるかもしれませんが、ここでは遠慮して「一部にあります」と書いていますが、実際にはかなり多くの方がそう思っています。特別扱いするのではないということを書きちゃんと書いておかないと、また誤解が広がるのではないかと心配です。

ただ、ほかの問題でも、言ってみれば特別な問題として取り上げています。障害者の問題であるとか、在日外国人の問題と同じように、ということが言えればいいのです。この文章がわかりにくいということであれば直していただいて構いませんが、押さえは必要ではないかと思っています。

ご意見があったように、この最初の2行から、特別扱いするのかと受け取る人がいるかもしれません。言いたいのは、特別な施策ではなくて、当然取り組むべき施策であるということです。

(矢崎会長)

斎藤委員、まとめの段階ですので詰めていきます。今後の施策の基本的な方向の中で、相談・支援、実態把握、センターの充実、長野県の体制整備と人材確保、教育・啓発、「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性と書いていただきました。審議会として、これだけのことをやっていくということを入れて、かつ、このなお書きが要るかどうか。

このなお書きの意味が、逆に言うと方向性の中にあるのかどうか。法がなければしなくていい、必要があるからすると書かれています。この話題に関係した話がそれまでにあるかという、お金の話やハードの整備などはなく、つまりは今までの同和対策に戻るという内容は何もないので、元に戻るとする人はいないと思います。これから何をしようかという部分で人は判断します。そのときに、このなお書きが要るかどうかです。

お気持ちはわかります。しかし、審議会の答申の中で、いろいろな意見があることをつぶしていく必要性もないです。今後そういう議論は出てくるでしょうが、この審議会の中で、詳細を心配しながら掘り下げていくのは大変なことです。なお書きは、はずすということではよろしいですか。

それでは、この「なお」から後は、はずしてください。そうすると、決して元に戻るということではないということも同じことになりますので、ここからはずれません。の中で残るのは、県行政に依存しない民間活動の活発化、これは の中に残すということではいいですか。

(斎藤委員)

それと「実態を正確に把握する」という。

(矢崎会長)

実態を把握するということではいいですか。そうすると、そこは事務局で直した方がいいかもしれませんね。お願いします。

(金委員)

今のところで要望していいですか。一般論として、方向性のところで、新しい時代に一番のターゲットは何かということストレートに出せないでしょうか。

(矢崎会長)

方向性ですか。

(金委員)

県行政に依存しない、また一定の歴史があったということ、歴史を持つ課題であるということです。もうハコモノ的なものは違う形でできるので、一番は心の差別の撤廃に向けた取組をすべきだという書き方をすればどうでしょうかという提案です。

要するに、今後の方向性というからには、目標というか何か目指すものがあると思います。具体的なやり方は、専門相談とか実態把握とか、それらを通じてどうするのかといったときに、従来の特措法は、まず生活環境だったが、今は心の差別の撤廃が大きな課題になるということを入れてもらえないでしょうかという提案です。

(有吉委員)

心の差別、心の問題に行政が入っていくということは、かなり表現としても慎重であるべき問題だと思います。誤解のないような表現が見つければいいですが、公権力で「差別してはいけないよ」というのは、心の中を操作する方向に行ってしまうと困るので。その辺りの表現はとても難しいと思います。

(斎藤委員)

になった「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」ですが。

(矢崎会長)

斎藤委員、少し大事なところですので一回休みましょう。また、手戻りになるといけないですし、ポイントになるところなので、休んで整理しましょう。それでは10分休みます。

(休憩後)

(矢崎会長)

再開します。

13ページをもう一回確認させていただきます。方向性の中の、 は一つにすることを確認しました。 の中の「何よりも実態を正確に把握する必要がある」という部分は残してもらいたいことも確認をしました。もう一つの「特別措置法があった時代に戻るといいのではない」という点は、残したほうがいいかという意見がありましたが、 のなお書きの部分ははずしてもいいのではという意見も出ました。なお書きの部分をはずすと、特別措置法時代に戻るといっても入らなくなりますが、それを含めても、何人かの委員からは、このなお書きについては、思いが強くなりすぎているし、それが場合によっては誤解されるということで、はずした方がいいのではないかというご意見が出ました。

斎藤委員にご苦労いただいた内容でありますので、今の方向の中でご了解いただけるかどうかということです。

(斎藤委員)

ここも3人で議論して、この形にまとめましたが、なくても十分通じるということであれば、皆さんの意見に従います。

(矢崎会長)

そうすると、方向性の中の 、 は、今の方向で事務局が調整してください。基本的には、 のなお書きのあと、 のなお書きのあとを基本的にははずすということです。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

確認させていただきますが、13ページの上にある「同和問題の解決のためには～実態を正確に把握する必要があります」は、「 同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」に持っていく。「人権問題には、それぞれ歴史と固有の問題」から、「そうしたことを踏まえて、施策を推進する必要があります」という部分を残させていただくということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

お手数ですが、今言った感じで、残すところを読んでみてくださいませんか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。 と を一緒にして、 で表題「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」。「同和問題の解決のためには、まだまだ多くの課題が残っています。それらを解決していくためには、まず何よりも実態を正確に把握する必要があります。人権問題には、それぞれの歴史と固有の問題があり、実態があります。同和問題にも歴史と固有の問題があり、実態があります。同対審答申にも述べられているように、日本の歴史のなかで長年かけて形作られてきた、深刻で重大な差別問題であるということです。その認識のもとに、それに即した施策を推進しなければなりません。また、ほかの人権問題と共通する課題について、同和地区では、それが重層かつ集中して現われている場合があります。こうしたことを踏まえて、施策を推進する必要があります。」以下、削除しまして、文案はこれからですが、先ほどの研究集会などの民間の活動の必要性などもここに入れます。

(矢崎会長)

それで、「なお」と書いた後から、8行ははずす。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

8行ははずすということで、「なお」の上「施策を推進する必要があります」の後ろに、民間による活動の必要性を入れるということによろしいでしょうか。すぐには文案が出てこないですが。

(関委員)

「県行政に依存しない民間活動の活性化も求められています」を、何らかの形で入れるということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「同時に県行政に依存しない民間活動の活発化の必要性も求められています」と。

(矢崎会長)

そうすると、にある、なお書きまでの5行はどうなりますか。というのは、題名を同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策とすると、少しおかしくなります。

この中では、「同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められます」だけがでは残ります。同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策を題名とすると、県がどうだということは、見出しと合わなくなりますから。

(斎藤委員)

そうですね。

(矢崎会長)

先ほどは、これは少しくどいかなという議論があったところですので、これを踏まえてはずしていいでしょうか。他のところで言っていますので。

(斎藤委員)

その方がすっきりしますね。

(矢崎会長)

いいですか。そうすると、(2)方向性、「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」の中で、「人権問題は」から8行は残します。その中に、「まず何よりも実態を正確に把握する必要がある」という項目を入れてください。それで「なお」から8行は削除します。それで「同和問題の解決には、教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけでなく、の今後の施策の基本的な方向を示す諸施策が求められています」でいいでしょうか。

ではそういうことで事務局がまとめてください。他の委員さん方もよろしいでしょうか。

(北村委員)

、を合わせるとすると、見出しはどちらになりますか。

(矢崎会長)

の見出しになります。の「特別措置法失効後の長野県行政」はそぐわないですし、そのぐらい言わないと、という意見はありますが、そこまで言う必要はないのではということ。

ですので、で残るのは、「まず何よりも実態を正確に把握する必要があります」だけ

です。それで、新しく になった、「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」は、上から 8 行目までが生きて、最後の 2 行も生きます。後は、ア、イ、ウにつながって、キまで行きます。最後に、早急に実施を、とします。流れはそういうことです。また、cの「関係施設（機関）との連携」ははずします。

もう一つ、14ページで、金委員からご指摘いただいた、「実態把握の実施」について、もう一度、金委員、ご意見をお願いします。

（金委員）

現実を実施する場合には、市町村と連携、あるいは当事者との連携などといった方法とされますので、特別措置法の失効により地区指定がなくなった、ということを書く必要があるのでしょうか。「同和地区がなくなったではありません」と書いても、現実、客観的に、特別措置法に基づく指定地域はないことは明らかですので、指定はないが実態の把握は必要だと、誤解のない方向を提示しておいた方がいいのではないかとということです。

（矢崎会長）

どうでしょうか。ここもこういう意見があるということへの反論ですね。これまでの、なお書きと同じことが入ってきています。他にもそういうところがありますか。

（斎藤委員）

他にはないと思います。

（矢崎会長）

そういう意味ではなくて、前の方にもありましたか。前の方にもあったかどうかということ。ご意見がありませんでしたから、なかったということでしょうね。

ここも斎藤委員のご意見が出てくるところです。斎藤委員が一生懸命活動されている中で、理解されていないことへのいらだちといったものが出てきているところです。お気持ちは大変わかりますが、ここも、こういう人がいます、意見がありますということです。他の委員さん方が引っかかっているのは、一部にそういう意見があるという、その反論の部分で違和感があります。その意味では、ここも同じトーンのところです。

（斎藤委員）

そうですね。

（金委員）

実態の把握は、いわゆる同和地区の状況と、その差別の状況なので、県民意識の調査も含まれます。ですから、当事者、市町村、関係機関等との連携により正確な現状の把握が望まれますとか、そんな形でいかがでしょうか。差別の状況、実態把握にすれば、同和地区とか地区指定と言わずともいいのではないのでしょうか。

（矢崎会長）

他にもこういうニュアンスのところはあります。実態が残っているという言い方は他のところでもしていますよ。ここで書かれたことは、特別措置法がなくなったといっても、部落差別、同和問題がなくなったということではない、ということです。

これを、対策地域の指定がなくなったから同和地区がなくなったというのではありません、という別の言い方をなさっていますが、同じことだと思います。だから、この部分はそういう書き方ではまずいですか。

(斎藤委員)

先ほどからのご議論のとおり、おそらく答申された後にまた出てくるであろう誤解を、あらかじめされないように記載しておきたいということですので、そういう心配はないと皆さんがお考えであれば、書き直していただいて結構です。

(矢崎会長)

心配はあります。どういう書き方をしても心配はあります。しかし、審議会が一つ一つの心配まで、触れていくことは難しいということです。

ただ、特別措置法がなくなって同和問題が解決したと思っている人もいないことはないので、ここはそういうことをきちんと踏まえ、そのための実態把握は必要ですと。

(関委員)

実態把握と特に市町村との連携については、ここに入れるのがよいと思われます。

(矢崎会長)

そうしますと、実態把握の必要性と市町村との連携、そして県民の意識調査、この3つが入ればいいでしょうか。はい。では、そういう方向で事務局で整理してください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

では、事務局で整理できた時点で確認するようにいたしますが、その前に確認しておいた方がいいことがあれば。また、事務局で実態把握の実施についてまとめるに当たって、確認しておいた方がいいことがありましたら。

今申し上げた、実態把握の必要性、市町村との連携、県民意識調査、そしてもう一つ、特別措置法がなくなっても問題がなくなったのではないということも入れておいてください。そうでないと意味がなくなります。実態把握の必要性、問題が解決し切ったのではない、市町村の連携、県民の意識調査、この4つのキーワードをつなげておいてください。

(斎藤委員)

もう一つ、「実態把握」だけではわかりにくいと思うので、同和地区という言葉を残して「同和地区の実態把握」と入れていただければと思います。

(矢崎会長)

同和地区という言葉は、今、県ではどういう捉え方をしていますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

かつて特別措置法があったときは、その地区ということ、特別対策を行うための地域ということでした。ただ、法律がなくなったからその地区がなくなったという認識ではないですが、どこまでそれがかめるかとなると、市町村、関係団体と連携してやっていかなければ、細かな部分まで県だけでは把握できないのではないかと思います。

(矢崎会長)

同和地区がなくなったという言い方でもいいですが、「同和地区の課題が解決したわけではない」という言い方でどうでしょうか。その地区の問題、課題が残っているという言いの方が、通りがいいと思います。同和地区とってしまうと、まだ地区指定が残っているという捉え方をされてしまう可能性もありますので。どうぞ。

(金委員)

整理いただいたアからキの構成について、3つよろしいでしょうか。1つ目は、14ページの元のc、新しいウの人権啓発センターの充実で、人権啓発センターの中に隣保館がありますが、人権啓発センターと隣保館は役割が少し違っているのではないかと思います。審議会でも隣保館については実情をお聞きして、活性化が必要ではといったこともありましたので、隣保館をもう少しクローズアップさせる必要があるのではということ。

2つ目は15ページ、「当事者権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性」ですが、この項目は、13、14ページの専門的な相談・支援の中に入りませんか。

(斎藤委員)

それは違います。

(金委員)

違いますか。わかりました。

私がそう思った理由は、相談体制、支援とかかかれていますので、前のページの相談・支援とどう違うのかがわからなかったということです。

3つ目、14ページの新しいエになる「d 長野県の体制整備と人材確保」、それから15ページの新しいキになるエ、関係機関との連携。ここは、行政の取り組む方法についてであれば一つになるのかなと思いました。

(矢崎会長)

一つずつやりますが、人権啓発センターと隣保館を横並びで充実するという書き方はまずいですか。特に人権啓発センターとは別な位置づけが必要でしょうか。人権啓発センターと隣保館の関係がよくわかりません。

(斎藤委員)

「人権啓発センターの充実と同時に、隣保館など関係施設と連携し」と書いてあるのは、審議会での議論を踏まえて隣保館としてあるのですが、発想は、長野市中央隣保館に、かつて集められた貴重な資料が、死蔵されている状態にありますので、そういうものを人権啓発センターで利用、活用すべきということです。長野市中央隣保館だけでなく、各地の隣保館にもそういう貴重な資料があります。関係施設もあるので、連携して活用する。ということで、あくまでも人権啓発センターの充実ということで書きました。

(矢崎会長)

では、活動というよりも、資料をまとめて活用するというニュアンスですね。

(斎藤委員)

そうですね。資料を収集して、展示や啓発に利用したいということです。

(矢崎会長)

活動ということでは、人権啓発センターと隣保館とは、活動拠点としては横並びで、拠点の一つという考えですが、ここはそういう意味よりも、人権啓発センターの中に資料等をきちんと収蔵するというニュアンスが強いということでしょうか。

(斎藤委員)

収蔵しなくても把握して、この資料についてはあそこにあるということでもかまわないとは思いますが。

(矢崎会長)

「長野県人権啓発センターの充実と同時に・・・資料の活用を図り」とつながっていくわけですが、だから、この充実ということが活動の充実なのか、それとも資料の活用を図るとか啓蒙・啓発の拠点のためにいろいろなものを充実していくかによって違ってきます。

(斎藤委員)

なるほど、今の人権啓発センターをもっと充実しましょうと。人権啓発センターの資料の充実と併せて、隣保館と連絡して人権啓発センターの活動の幅を広げようと。そういう面での充実という意味だったのですが、そこがうまく表現できていないですね。

(矢崎会長)

人権政策の拠点としてという位置づけでは、人権啓発センターと隣保館とは横一列ですか。それとも、人権啓発センターが中核ですか。

(斎藤委員)

人権啓発センターは啓発、相談も行っていますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)
相談業務は実施しておりません。

(矢崎会長)
そうすると、この表現では足りないですね。

(斎藤委員)
今は狭すぎる、小さすぎる。それを大きくというか、この人権啓発センターを設置するときには、私も少し関係したのですが、まずは小さく生ませてくれと県からいわれた。小さく生んで、大きく育てるというお約束だったはずなのですが、小さく生んだままになっています。

(有吉委員)
具体的な内容が隠れていてわかりにくいのですが、本当のところ、施設が狭いから広くしてくださいということであると、予算との話になってしまいますので、うまく表現しないと誤解されてしまいます。

(斎藤委員)
ですから、広くしろとは書いておりません。

(有吉委員)
でも、実質的にそこを仰っているわけでしょう。

(吉澤委員)
隣保館に貴重な資料が眠ったままです。関委員もフィールドワークの大切さをおっしゃっていましたが、どこそこに差別戒名が書かれた墓があるから行く、と現地に行って学ぶ事ももちろん大切ですが、眠ったままの資料を人権啓発センターに集めたら、ここで十分な学習とか啓発ができると、斎藤委員は言いたいのではと思います。

(矢崎会長)
お金がかかってもいいのです、何を実施するにしても行政は予算付けが必要です。お金がかかってもいいのですが、それならもう少しストレートに、啓発、研究の拠点としての人権啓発センターの充実とした方がわかりやすいですね。

(関委員)
人権啓発センターは、お金を掛けず既存の施設の中に小さく生もうと開設されましたが、長野県内には差別を表現したお墓などいろいろなものがありますので、そのレプリカを展示するとか、隣保館にある資料を持ってきて展示に加えて、児童・生徒が来て勉強して帰るのにより役立つようにするなどの改良、充実がなされていないのです。

(矢崎会長)

お金がかかることが一つくらいあってもいいとは思いますが、人権啓発センターの目的位置づけはどうでしょうか。啓発、研究ということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先程も申し上げましたとおり、啓発の拠点です。設置目的は、人権問題に関する資料の展示や調査、研究機能を持った施設を整備し、人権問題についての理解を深め、人権尊重の意識を高めていただくために設置しました、ということです。

(矢崎会長)

ここでは、そういう機能を充実しようということです。しかし、この書き方ではわからない。なぜかという、長野県人権啓発センターの充実の中身が書いていないからです。

人権啓発センターの本来の目的である、啓発、研究をこういうところと連携しながら充実させる、それが充実の中身です。充実と同時に、と書いてあるからわからない。斎藤委員、今言ったような感じで、直していただけないでしょうか。少しだけお直しいただければ済むことだと思いますので。ほかにどうでしょうか。

(北村委員)

今のところで、「長野県人権啓発センターの充実と活用」と「活用」を入れてもらえないでしょうか。私もたまに行っていますが、いくら充実といっても利用頻度が低いものですから、活用が大事だなと思います。今の展示だけでも十分、本当に時間を費やして見るべきところがたくさんありますので、ぜひ「充実と活用」としていただければと思います。

(矢崎会長)

では、タイトルは「長野県人権啓発センターの充実と活用」としましょう。その中で今までの議論を組み合わせていただければ。もっとこうしたほうがということで、一つぐらいいは、お金のかかる要望があってもいいのではと思います。

(関委員)

当時、どこか建物を建ててという要望もありましたが、とてもそこまでのお金はないということで、見えそうな場所を探して、現在の場所になりました。

(矢崎会長)

15ページの真ん中、同和問題の最後までで、議論をお願いします。

(北村委員)

本題から少し離れてしまうかもしれませんが、14ページの直したイのところ、「実態把握には専門家の関与が求められます」とあります。その専門家という言葉と内容について教えていただきたい。

新しい工の長野県の体制整備と人材確保には育成とあります。15ページの、関係機関との連携・協働の必要性では、「市町村、関係機関・団体・NPO」として、そういう専門家の育成について言及しているわけです。NPOの専門家という言葉を使っていいの。新しい工では、専門的な職員という言葉を使っています。見出しを関係機関等との連携・協働の必要性としていただいたほうがいいかなと思います。

やはり専門家の関与は必要ではないかと思えますし、職員の育成も必要です。せっかく育成された人たちを、ぜひ入れていただいたほうがよいのではないかと思います。

(矢崎会長)

北村委員、専門家は市町村、関係機関、団体、NPOの中にいる、そう考えてください。そういうところのそれぞれの専門家、専門家というのは、組織とは必ずしも関係ありません。その人たちは、市町村の中で学芸員とか、関係機関では例えば大学とか、団体とか、NPOの中にもいます。こういう項目と、横並びになる専門家という感じではありません。この文章での専門家は、学芸員とかそういうひとかと思えます。

専門家とは、学者という意味でしょうか。学者は関係機関に入りますでしょうか。場合によっては、ここへ大学を入れるかですね。

(斎藤委員)

社会学の専門家は大学に多くいますね。例えば、この前実施した県民意識調査、あのような調査には、社会学調査の専門家がぜひほしいですね。

(矢崎会長)

私は関係機関という中に大学は入るかなと思っていました。事務局での解釈は、大学と関係機関とは別立てでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

もろもろの機関というものを関係機関としていますので、その中に入るとなれば入るとい、いろいろな機関ということでやっていますので。

(矢崎会長)

いいですか。前の方で言われた専門的な職員はいいですか。

(北村委員)

わかりました。片方で専門家として、片方が職員ということですね。

(矢崎会長)

区別しているということでもいいですか。わかりました。

(斎藤委員)

今、北村委員がおっしゃられた、キの関係機関との連携ですが、先ほど金委員がおっし

やられたように、このキを「エ 長野県の体制整備と人材確保」に入れてしまってもいいのかなと思います。「行政内部の検討会の設置が求められます」のあとに、そのままキを持ってきて、「施策を進めるにあたっては、当事者の意見をしっかり受け止める行政の姿勢が大切です。また、市町村、関係機関・団体・NPOなどとの連携と協働による取組が必要です」と。これはここにくっつけてしまってもいいような気がします。

(矢崎会長)

そうですね。エにこの3行だけあっても何となく浮いてしまうような感じがしますので。

(金委員)

細かいことですが、その「市町村、関係機関・団体・NPO」とありますが、「機関・団体・NPO」とダブリませんか。「関係諸機関」で統一できないでしょうか。

もう一つ、先ほど専門家の話がありましたが、重箱の隅をつつくようですが、どこにも所属しない専門家、フリーランスみたいな人がいないとも限らないということで、市町村関係諸機関等とするか、そういう形で含みを持たせた方がいいと思います。

(有吉委員)

「など」になっているので、あえてそうしなくても。

(金委員)

団体・NPOに分ける必要はありますか。

(有吉委員)

NPOが法人になっているものと、なっていないものがありますから。

(金委員)

わかりました。

(矢崎会長)

そうすると、「d 長野県の体制整備と人材確保」の文章のあとにエを載せると、こうということですね。

(斎藤委員)

それでいいと思います。

(有吉委員)

ただ、「市町村、関係機関などとの」でいいのではないのでしょうか。「など」の中に、いっぱい並べてしまうと、これが足りないのではないかなってなるので、市町村はそのままとしても、それと関係機関ということで、同和問題に取り組んでいるということでどうでしょうか。ほかとのバランスがありますから、こうじゃなければいけないというほど

のことではありませんが。

(矢崎会長)

関係機関の中にNPOが入るという考え方はあります。今、有吉委員が言われたように、市町村、関係機関などとしてさらっとした方が、並べる場合は並べる意味があって並べていますが、体制整備と人材確保ということであれば、きちんと列記する必要はないかもしれない。事務局で検討してみてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(金委員)

そうしますと、隣保館については、改めてここに載せる必要はないでしょうか。

(矢崎会長)

先ほどの話だと、センターを充実するために隣保館からいろいろな資料を集めてください、そのための連携をしてくださいということでしたので、活動の拠点としての隣保館は、この中では触れていないことになります。

(金委員)

ですので、長野県の体制整備で、この中に隣保館の活性化などコミュニティとしての活動を一言触れていた方がよくないでしょうか。

(矢崎会長)

相談・支援体制の中には隣保館が入りますね。実態把握があって、人権啓発センターは、体制整備をして、教育・啓発をすることですから。

(斎藤委員)

すみません、そういうことでいきますと、15ページの力に「当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性」に、今、金委員がおっしゃったコミュニティが出てきていますので、ここに「コミュニティの形成を図るなど」と入れて、当然これを図る場合、隣保館は一つの拠点になると思います、ここへ隣保館を位置づけていったらどうかと思いました。

(関委員)

いいと思いますね。

(斎藤委員)

この最後に「支援が必要だ」と。「そのために隣保館を活用することは有効な手段です」といった一文を入れたらいかがでしょうか。

(矢崎会長)

相談・支援体制の中の隣保館と、自己実現のための隣保館、2つ入っていいですね、事務局、いいでしょうか。この中の拠点として隣保館を位置づける部分を入れてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

いかがでしょうか。同和問題についてはこれでいいでしょうか。

(関委員)

先に、金委員から提案があったことが気にかかっています。逆にそうするとまた重複してしまうという2つの意見がありますが、どちらがよいか。先ほどの意見が議論されなくて終わっているよう気がします。

(斎藤委員)

今のご意見に関してですが、13ページの と を一つにして にすると。その最後に、同和問題の解決には、教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけではなくてこういう施策が求められると言っています。それをまた繰り返すことになってしまいますから、このままでよいのではないのでしょうか。

(関委員)

重複感があるということですね。

(斎藤委員)

ここは、今、議論になっているところです。つまり、人権教育・啓発推進法もあることから、これからは教育・啓発だとよくいわれるのですが、でも、それだけでは不十分だということですね。教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけではないということ。この審議会ではそういう話をしてきたと思います。ですから、ここでまた心だと言ってしまうと、少し違ってしまふような気がします。

(金委員)

関委員がおっしゃったのは、心を書けということではなくて、何か方向性の一般論的なものが、例えば民間の活用とか、方向性の柱立てのようなものがあればというご意見かと思えます。

(関委員)

そうしたいという意見ではなく、もう一方ではそれを書くことで、重複するという気持ちもあります。これでいいということであれば、いいと思います。

(金委員)

(2) がもう総論、基本方針的なものであると、そこは抽象的なことを出していただいて、の施策の基本的な方向は、もう具体的な形にするというのも一つの方法ですね。

(矢崎会長)

では、今までどおりの進め方でいいでしょうか。

(金委員)

一つ、皆さんにお聞きしたいのですが、その隣保館の位置づけですが、私があまり実態を知らないのかもしれないのですが、書き方として、その15ページのコミュニティの形成というときに、開かれたコミュニティとか、いわゆる同和地区とそうでない地区という二分法でなく、当事者自身への「自覚」「自立」「自己実現」ということも大事ですが、開かれたコミュニティというか、そういう方向性の言葉を入れてもらいたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(斎藤委員)

住民の交流促進というのがまさにそれです。つまり被差別地域とそうでない地域の住民の交流ということですから。

(金委員)

なるほど。隣保館のコミュニティといっても、もうその地区だけの話ではない。隣保館自身もいろいろな企画を工夫する必要があるのではないかといった話を聞いてきたので、そこに何か一言入れてほしいということです。お願いします。

(吉澤委員)

今、隣保館のことで気になったのですが、地区でも隣保館があるところとないところとがあって、ないところは集会所といって、そこに解放子ども会の子どもたちが集まって勉強しています。斎藤委員、集会所はどうでしょうか。小さな隣保館みたいな感じで。

(斎藤委員)

同和教育集会所ですね。隣保館以外に、同和教育集会所も入れたらいいかもしれません。

(矢崎会長)

もし足りないということでしたら、並列で入れればいいのではないのでしょうか。同和教育集会所を並列で入れる。

(有吉委員)

その集会所は、公民館を利用しているものでしょうか。集会所という名前がついた建物ではなのでしょうか。普通の公民館ということではなく。

(斎藤委員)

同和地区内に同和教育集会所というものがあるところがあります。隣保館の設置には基準がありまして、一定戸数がないと隣保館は設置できないのです。小規模な被差別部落の場合は、集会所がそれを代行するようになっています。

(矢崎会長)

看板がついているわけですね。そう呼んでいるということではなく、公に。

(有吉委員)

公にあるのであれば問題ないですね。

(吉澤委員)

公民館とは違います。

(矢崎会長)

次に進んでよろしいでしょうか。

そうすると、後は外国人の問題から、残りの個別課題を全部含めてお願いします。

(斎藤委員)

21ページ「H I V感染者、ハンセン病患者等」ですが、ここでのハンセン病患者は、本当は回復者の問題だと思います。吉澤委員が患者ではなくて回復者ですよと前におっしゃっていました。それで、あらためて今回見ましたら、「ハンセン病は、」からの6行は悲しい気がしました。「現在も療養所に入所しており、長野県関係者29名が生活している」と。その後ろの現状と課題でも、もう少し書き方があるのではないかと思いました。

もう一つは、最近、ハンセン病問題基本法という法律ができました。それが方向性で全く触れられていません。ハンセン病の問題にとって画期的な法律ができたわけですから、それに触れる必要があるのではないかと思いました。

それから、もう一つ。国の検証委員会の報告書、それから長野県でも検証委員会をつくって報告書を出しましたが、そういうこともここに書かれていない。そういうことを書いておいた方がいいのではないかと思いました。

ハンセン病に関する記述ですが、現状と課題に、ハンセン病とはどういう病気かを書いて、方向性では「国のハンセン病問題検証委員会の報告、県の検証委員会の報告を踏まえ、昨年6月に成立したハンセン病問題の解決の促進に関する法律、ハンセン病問題基本法に基づいて施策を推進します」と、これは大事な法律ですので、入れておいた方がいいのではと思います。

同じことですが、22ページのアイヌの人々に関して、「アイヌ文化振興法が成立した」ことと、それから「昨年国会で、衆参両院で先住民族決議、先住民族として認めた」こと。これはアイヌの人々にとって非常に大事なものですから、もう少し丁寧に書いておいた方がいいのではないかと思いました。この2つ、検討していただけたらと思います。

(矢崎会長)

事務局、いかがでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。ハンセン病については、3ページの人権関係法令及び長野県の取組の中で、「平成13年には、ハンセン病問題の検証がなされるなど」ということで触れております。

言葉が足りないといわれればそうかもしれませんが、あくまでも、現状をそのまま、県における現状を書いておりますし、方向性については、ある程度法律がもうできていて、今後の問題になっていけば、正しい理解の啓発ですとか、教育を人権問題としてやっていけばよいのではないかという意味で、それほど細かくは記述しなかったということです。国としても法律をつくって進めておりますので、今後はその正しい理解の普及を図っていけばよいのではないかということで、方向性は簡単にまとめさせていただきました。

(矢崎会長)

これは、さまざまな課題などでまとめた部分でも、それぞれの深め方というか、関わり方が、アンバランスになってしまうといけないという配慮が事務局にはあったと思います。女性、子ども、高齢者などの課題もこういう扱い方ですね。おそらく全体のバランスを見ながらまとめたと思います。課題毎にそれぞれやっているという前提できていますので。

(吉澤委員)

ハンセン病に関しては、もう少し加えた方がよいかと。「ハンセン病が治ったにもかかわらず」というところが、私は一番気になりました。県の資料も参考にしましたが、「治る病となったにもかかわらず」とか、「誤解がとけてからも」というような言い回しにした方が、患者さん個人が悪いといった印象がなくなるのではないかと思います。

(矢崎会長)

そうすると、「ハンセン病が治ったにもかかわらず、ハンセン病が治る病となつてから後も、隔離政策を定める法律」というふうにつながっていくのですか。

(吉澤委員)

これは療養所から出て行かない患者、元患者さんが悪いわけではなく、その誤解が生み出した結果を強調したい。24ページに出てくる「自立」にも関わってくるのですが、非常に重い問題であると思います。

(矢崎会長)

その辺りは、どうでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

すみません。衛生部の担当がおりますのでよろしいでしょうか。

(健康づくり支援課 斎藤感染症難病係長)

ご意見いただいた部分は、事務局と相談の上、再度検討させていただければと思います。

(矢崎会長)

では、ここは事務局が責任を持って進めてきたところですので、今のご意見を入れて少し直すということによろしいでしょうか。

(関委員)

あと同じような視点から、22ページの(2)刑を終えて出所した人ですが、最近、国の動きもあるようですし、長野県内でもかなり前から取り組んでいる方々が大勢いらっしゃるので、1、2行、触れた方がいいように思います。

(矢崎会長)

では、事務局への要望で、委員からアイヌの話も出ましたので、さまざまな人権課題について、もう少し膨らませてみてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。意見がありました関係について、現在の取組などを入れて再度案をつくります。

(矢崎会長)

また見せてください。

(金委員)

それでしたら、22ページの性的指向及び性同一性障害も、単に偏見、差別をやめましょうではなく、戸籍の変更ができる法律はできたが、当事者からすると、幾つか要件が厳しいということもありますとか。そこまで踏み込まなくてもいいですが、「戸籍をかえることができる法律ができて」とか一言入れるということはいかがでしょうか。

(矢崎会長)

そうですね。9番までは、現状と課題、方向性を別々に取り上げてきているので、さまざまな課題の10でくくった部分についてももう少し膨らませてください。必要な内容を、それぞれ2、3行足すということはどうでしょうか。そういう意味では、(5)北朝鮮当局による人権侵害も同じことかもしれませんが、若干膨らませてみてくれますか。

それでは最後のまとめ になります。少し直しを入れてあります。

(関委員)

その前に、17ページに戻っていただいて。細かいところですが、労働のところ「有期契約社員」とありますが、「有期雇用契約社員」が正しいので、そのように直してください。

(矢崎会長)

「 有期雇用契約社員の雇い止め 」 と、「 雇用 」 を入れてください。

(佐藤人権 ・ 男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

では、まとめの部分について、ご意見をお聞かせください。

(吉澤委員)

先ほどハンセン病のところでも言ったのですが、24ページ上の「(2) 「自立」「自己実現」のための施策」の後ろ2行「また、行政による施策だけではなく、当事者が自ら「自立」「自己実現」に向けて取組を進めていくことが大切です」ですが、これはハンセン病の元患者さんに、投げかけられる言葉ではないと思います。また、部落出身の子どもに頑張れ、自立しろというのは無理難題です。

(矢崎会長)

先ほど同じ議論をしましたよね、「自立」のところ。

(吉澤委員)

15ページの「力 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性」のところ。私はこの一文は問題になるのではないかと思います。

(矢崎会長)

全体のトーンとして、自助努力というようなことを入れてはきています。

(斎藤委員)

私も吉澤委員と同じ考えで、25ページに、「4 「自立」「自己実現」のための施策」がありますので、ここは全部とっていいのではないかと思います。

(矢崎会長)

組み立ては違いますよね。人権政策のあり方として、1、2と。

(斎藤委員)

この「当事者が自ら自立、自己実現に向けての取組を進めていくことが大切です」ということを主張する人もいます。言った方がいい人もいますが、全部に対して言えるかと考えると、例えば、今も療養所から出られないで暮らしている人に、私たちも頑張るから、あなたたちも自立、自己実現できるように頑張りなさいというようなことが言えるかというと、少し引っかけります。

(矢崎会長)

人権施策の方向性と推進体制を、 1 と 2 に分ける必要があるかなという感じはしますね。

(斎藤委員)

そうですね、要らないと思います。

(矢崎会長)

人権施策の方向性と推進体制にあるものが、 2 の人権教育・啓発などで具体的に書かれていますね。

人権施策の方向性と推進体制に、人権施策のあり方が要るかどうか。「人権施策の方向性と推進体制」で、「 1 人権教育・啓発」、「 2 人権相談・支援」ということでもいいかもしれませんがね、正直申し上げてほとんど被っています。

(斎藤委員)

私もそう思います。

(関委員)

簡単にした方がいいと思いますね。

(矢崎会長)

わかります。25ページの「 4 「自立」「自己実現」のための施策」は同じ項目ですが、こちらの方は問題ないですね。

(吉澤委員)

ここは周りが施策を推進していくということですから。24ページは、本人に、お前も頑張れという、それができない人がいるんです。

(矢崎会長)

だから、このあり方で、自立、自己実現のために自分が頑張れよというように24ページは書いてあって、25ページはこれとは違った書き方になっています。

もう一つは、「 1 人権施策のあり方」の中に、「(1) 人権教育・啓発、人権相談・支援」、「(2) 「自立」「自己実現」のための施策」とあって、同じことが説明にも出てきます。ですから「 1 人権施策のあり方」をそっくり削除して、 2 を 1 に持っていくということはどうでしょうか。

(金委員)

23ページ「 1 人権施策のあり方」の 6 行ですが、これぐらいは残しておいてもいいのではないのでしょうか。理由は、抽象的には人間の尊厳というものですが、具体的には、地方公共団体は何々法においてと取り組むことが求められますと述べられていますので、こ

の2つのパラグラフはあった方がよろしいのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

前文みたいに置いたらどうでしょうか。

(矢崎会長)

では、これは前文で置いておきますか。人権施策のあり方と書かずにね。

(金委員)

それでもいいですね。わかりました。

(斎藤委員)

推進体制の前文みたいに、これを残して、項目の2を1にする。

(矢崎会長)

今回の答申案の中で、前文というまとめ方はしていましたか。

(金委員)

調査結果のところにありますね。

(矢崎会長)

「分野別施策の現状・課題と方向性」ですね。大きな枠の中に前文がありますね。ここもそれでいいかもしれません。大きな枠の中の1だから。

(斎藤委員)

8ページはそうになっていますね。

(矢崎会長)

だから、23ページの「人権施策の方向性と推進体制」の中にこの前文を入れて、それで、大きな2から行くということですね。事務局、いいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

については、1の題目を消し、人権施策のあり方6行は前文にする。それで、「2 人権教育・啓発」を1「人権教育・啓発」にする。ということによろしいですね。

(矢崎会長)

そういうことです。

(関委員)

24ページの「(2)「自立」「自己実現」のための施策」の内容も削るということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「2 人権教育・啓発」が1になり、以下、25ページの「3 人権相談・支援」が2になってくるといような形でいいわけですね。「4 「自立」「自己実現」のための施策」が3、「5 施策の総合的な推進」が4になるということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

はい、いいですね。ほかにご意見ありましたらお願いします。

(斎藤委員)

25ページの新しい「3 「自立」「自己実現」のための施策」ですが、「行政においては、それぞれの人権課題に応じて、」の後ろに「当事者が」というのを入れて、「当事者が「自立」「自己実現」を達成するための」としてください。

(矢崎会長)

そうですね。「当事者」を入れてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

あとはいいですか。

(金委員)

当事者への支援は大事ですが、例えば結婚問題は相手の方も当事者ですよ。私は、二分法にしてしまうということもどうかと思います。それぞれの人権課題に応じてとか、差別する人、される人とはっきりできるのか、女性問題は男性問題でもあります。それで、いつかはどこかで心の隅に差別する気持ちがみんなあり得るということも思います。それぞれの人権課題において、ここは支援ですか。

(斎藤委員)

障害者であるとか、被差別部落であるとか、そういう被差別の当事者と考えた方がいいと思います。

(金委員)

わかりました。

(矢崎会長)

いいですか、他にありますか。

では一応、最後まで意見交換をさせていただきました。直すところは、はっきりさせた

と思います。基本的には、関係なされた方々へお目通しいただきますが、最終的には会長にお任せいただくということで、恐れ入りますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

すみません、よろしいでしょうか。3ページの「人間尊重推進委員会」ですが、前に入れるか、今の場所でもいいかということが保留になっています。それから、さまざまな人権課題の中で、少しボリュームを増やすよう言われており、法律など書いて増やせる項目もありますが、どうしても増やせない部分もあります。例えば北朝鮮当局への人権侵害は、県として国の言っている以上のことは言えませんが、その辺りは会長と相談させていただければと思ひます。

(矢崎会長)

ここで、ご意見がなかったものは、お任せいただいたということでどうでしょうか。

(金委員)

参考までに、北朝鮮拉致被害者の関係でも法律があります。答申素案の段階では、取り組むに当たっては、無関係の外国人への人権侵害が起きないように配慮するといったことを入れてほしいと言ったことはあります。

(矢崎会長)

ではまた金委員とも確認しておいてください。
それでは、先ほどの人間尊重推進委員会ですが。

(金委員)

そんなにこだわりません。私の読み方が特異であるということで、条例の流れに沿った形でいいです。要望としては、条例の年月などです。あと、条例は知事提案と議員提案とがありますよね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

条例の終了年月等ですね。提案は、いずれも県からです。

(金委員)

県ということは、知事になりますね。それは一般にわかりますか。

(矢崎会長)

県といえば知事です。

(金委員)

議会のときはそうですね、はい、結構です。

(矢崎会長)

県がやったということは知事ということですよ。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

基本的に議会がこういう発言をしたとか、議会で否決したとかという言い方はさせていただいて、使い分けてあります。

(矢崎会長)

ありがとうございました。

かなり予定時間をオーバーしましたが、それぞれの委員から意見がほぼ出し尽くされ、なおかつ、100%とは言いませんが、概ね合意をいただけたという印象を持っております。

今年度は8回にわたり、一時はどうなるかなと思ったことも正直ありましたが、真摯な議論が行われ、すばらしい答申案が出たのではないかなと思います。当初、お願いをしたオリジナリティのある、どこにもない、そして今しかつけれない、そういう答申になったのではないかなと思っています。

それからもう一つ、この審議会の位置づけであります。やはり同和問題、このことについて、一回ここで総括をしておく、そして新しいステージに初めて進める、そういう意識を持っていましたので、その部分のボリュームが多いことについては、この審議会の一つの歴史的な役割を果たすために必要であった、そういう感想を、会長として申し伝えたいと思います。

どちらにしても、途中で教育委員会の仕事を受けることになり、そういうことでご迷惑をかけたところもありました。3月には知事に答申させていただいて、その時点で会長の職を辞させていただきたいと思っています。あとは職務代務者として金委員がいらっしゃいますので、その後のことは皆さんでお打ち合わせいただき、お進めいただければと思います。

そういうことで、大変お世話になりましたことについて一言御礼を申させていただきます。事務局から、あとのことを含めて、話をしてください。

(望月企画部長)

大変ご苦労さまでした。企画部長の望月です。久方ぶりに出させていただきました。審議会としては一応一区切りということで、御礼のあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、一昨年12月、知事から長野県人権政策推進にかかる基本方針についてということで諮問申し上げて以来、本日まで11回に及ぶ審議を重ねていただきました。そして、ほぼ答申案が今日まとまったというところでございます。今、お話をしましたように、後日、矢崎会長から知事に対しまして答申をいただくということになっております。長い間、大変ありがとうございました。

そうした中で、それを受けまして、今後、県といたしましては、答申の内容はもちろんでございますが、答申の文面のみではなくて、そこに言い尽くされていないこれまでの議論の経過、それから、さまざまなご意見、こういったものを踏まえまして、そしてさらには、その施策の実行をあらしめるために、加えて県民各位、あるいは各層のご意見、それ

から市町村の皆さんのご意見、そういったものをよくお聞きしまして、幅広くお聞きした上で、県の基本方針というものにつなげてまいりたいと考えているところです。

いずれにしても、3月をもって退任されます矢崎会長を初め、委員の皆様方大変ありがとうございました。最後に改めて感謝を申し上げまして、今後の委員の皆様方のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、簡単でございますがごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

(矢崎会長)

では、今後のスケジュールについて、課長から。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本日は長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。委員の皆様の任期は、本年の12月6日までございます。次回は県の基本方針がほぼまとまります、夏ごろに審議会を予定しています。また日程等については、後日、調整させていただきます。

それと、次回の審議会において、矢崎会長が今回で退任されますので、新しい会長を選任いただくわけですが、それまでの間、職務代理者であります金委員と、何かありましたら、相談しながら対応させていただくということでご了承をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

答申に向けて、長い間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

(矢崎会長)

どうもありがとうございました。